

平成 2 5 年 9 月 2 0 日

第 6 回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

第6回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成25年9月20日（金曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	高橋卓也君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

欠席委員（なし）

参考人（8名）

午前中からの出席の方々

前塩竈市産業環境部長 荒川和浩様
元塩釜市災害復旧連絡協議会会員 港都設備（株）代表取締役 大竹敏文様
元塩釜市災害復旧連絡協議会会員 （有）中沢組 代表取締役 中澤仁様
元塩釜市災害復旧連絡協議会会員 宮本産業（株）代表取締役 宮本光雄様
前塩竈市産業環境部環境課長 村上昭弘様

午後から出席の方々

元塩釜市災害復旧連絡協議会事務局 （株）千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫様
元塩釜市災害復旧連絡協議会副会長 東華建設（株）代表取締役 津田清司様
元塩釜市災害復旧連絡協議会会長 和田電気工事（株）代表取締役 和田忠様

説明のため出席した職員

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁 夫 君
市立病院事業管理者	伊藤 喜 和 君	市民総務部長	佐藤 雄 一 君
健康福祉部長	神谷 統 君	産業環境部長	小山 浩 幸 君
建設部長	鈴木 正 彦 君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤 喜 昭 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤 信 彦 君	会計管理者 兼会計課長	星 清 輝 君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤 修 一 君	建設部次長 兼下水道課長	千葉 正 君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤 達 也 君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間 忠 良 君
市民総務部 政策課長	阿部 徳 和 君	市民総務部 財政課長	荒井 敏 明 君
産業環境部 環境課長	菊池 有 司 君	建設部 都市計画課長	佐藤 寛 之 君
建設部 土木課長	川名 信 昭 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田 光 由 君
水道部長	福田 文 弘 君	監査委員	高橋 洋 一 君
監査事務局長	佐藤 勝 美 君		

事務局出席職員氏名

事務局次長	事務局次長
兼議事調査係長	宇和野 浩 志 君
議事調査係 専門主査	斉藤 隆 君
議事調査係主査	西村 光 彦 君

会議に付した事件

1. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

付議事件に東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

去る5月13日、東日本大震災に係る本市の復旧・復興について調査検討するため、本特別委員会を設置いたしまして、以来5回にわたり審査を行ってまいりました。

本日は、塩釜市災害復旧連絡協議会が窓口となった東日本大震災の復旧事業の取り扱いに関すること、塩釜市災害復旧連絡協議会の決算処理について、その他関連事項、以上3点につきましてご意見をお聞きするために参考人にご出席いただいております。

参考人の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず特別委員会にご出席いただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

本日もご出席いただいております参考人につきましては、お手元にご配付の実施要綱に記載の方々であります。

なお、まだお見えになっておられない3名の参考人の方々につきましては、所用のため午後1時から出席いただくこととなっております。

また、本日は、お手元にご配付の実施要綱に基づき調査を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

この件に関しましては、塩竈市議会といたしましても、看過できない事件と考え、5月13日臨時会を開催し、本委員会を設置し、当局と今日まで事実確認の質疑を重ねてまいりました。しかし、連絡協議会内部の事情については、当市では説明ができかねるところもありましたので、事実確認のため、本日皆様に参考人としておいでいただいた次第です。

なお、参考人の方々は、地方自治法第100条における調査とは異なりますので、出頭拒否や証言拒否、また虚偽の陳述に対する罰則の規定はございませんので、このことをご理解の上、ご発言ください。

これより参考人の陳述を行います。

なお、1人の持ち時間は15分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、参考人の方から陳述の資料が提出されておりますので、ご報告いたします。

それでは、まず最初に参考人としての陳述をお願いいたします。

元塩釜市災害復旧連絡協議会会員宮本産業代表取締役宮本光雄様、お願いいたします。

○宮本参考人 ただいま紹介されました宮本産業代表取締役の宮本光雄です。本日は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の出席の要請をいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、陳述させていただきます。

発言したいことは、協議会執行部の震災復旧に向けた仕事の偏った分配方法です。協議会執行部を構成する一部の会社が仕事を独占したことです。具体的には、執行部を構成する会社が全体の仕事量のおおむね50%強を独占したということです。私どもは、これまでこの協議会が公的な団体であることを踏まえ、塩竈市の副市長さんに上申書を提出し、担当課長さんに対しては状況を報告し、適正な指導をしてほしいと再三お願いしてまいりましたが、取り合ってもらうことができませんでした。もちろん協議会執行部に対して公開質問状等も出し、何度も働きかけをしましたが、無視されました。確かに業界内部の内輪もめのように見えるかもしれませんが、震災復興の美名のもとに一部の会社が仕事を独占するような状況は極めて好ましくありません。

ちなみに、ほかの自治体でどうであったかについて事実上の調査をしたところ、七ヶ浜町、多賀城市、松島町、利府町などは、そういう不公平な仕事分配もなく、極めて民主的に公明正大に事業が遂行されたと聞いております。塩竈市民の立場に立ったとき、極めて恥ずかしい事態だと思っています。

お手元にご配付申し上げておる資料にもありますが、平成23年11月11日付の環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から宮城県知事宛てに送られた東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理にかかわる契約の内容に関する指針について、平成23年8月18日に公布・施行された東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法、平成23年法律第99号第6条第3項に基づき、別途のとおり災害廃棄物の処理にかかわる契約の内容に関する統一的な指針を定めたので貴管内市区町村等に周知されるようお願いするという周知書の3の(1)の業務の発注について、契約の公平性、透明性の確保に努めることはあります。

以上、陳述します。

○志賀委員長 ありがとうございます。

続きまして、元塩釜市災害復旧連絡協議会会員港都設備株式会社代表取締役大竹敏文様、お願いいたします。

○大竹参考人 港都設備の大竹と申します。

それでは、グラフを持って説明させていただきます。

このグラフは、上申書に伴う公文書の写しの交付を受けた環境課2,500件、約4,900枚の情報より、塩竈市と元塩釜市災害復旧連絡協議会とで協定書を締結し、協議会への解体と瓦れき処理及び随意契約の金額を集計した結果のグラフであります。

元協議会が請け負った金額が全体で55億弱あります。このグラフの黄色は解体で、赤は瓦れき管理及び随意契約をあらわします。色別に合わせて合計しています。

それでは、A社、今名前は消しておりますけれども、A社、一番左端です。解体は約3億3,000万、瓦れき処理及び随意契約は10億であります。解体は102件で、47件は2社で下請しています。55件は誰が解体したのかわかりません。この55件の中の18件について、浦戸地区に行って今我々が捜査中でございます。

続きまして、B社でございます。この一番伸びているところでございます。解体は6億5,000万、瓦れき処理及び随意契約11億であります。瓦れき処理は1社で越の浦及び中倉を受け持ってやっていました。平成24年8月より中倉はD会社に下請されています。B社は、17億5,000万もの仕事を独占いたしました。

続きまして、C社は、ちょっとここに赤い文字があるところでございます。C社のグラフは、解体1億7,400万、瓦れき処理及び随意契約は約18億9,000万でございます。済みません、1億8,900万であり、瓦れき処理は新浜であります。

なぜB社、C社が瓦れきの管理を独占したのかと尋ねると、環境課の指示でやっていますとのこと。このように、一番問題なのが、執行部を構成する一部の会社が仕事を独占したことあります。また、グラフから、瓦れき処理で越の浦6億、中倉6億、約ですが、管理費用がかかっていますが、浦戸地区の瓦れき処理が9億の管理費用がかかっています。表からもわかるように、管理費用がかかり過ぎていると思われまます。

最後になりますが、このグラフは我々が情報の開示でつくったグラフであり、平成25年6月25日、元塩釜市災害復旧連絡協議会の報告会の開催での資料に基づいてつくったグラフがこれでございます。かなり違います。おかしいです。

以上でグラフの説明を終わります。ありがとうございました。

○志賀委員長 ありがとうございました。

続きまして、元塩釜市災害復旧連絡協議会会員有限会社中沢組代表取締役中澤 仁様、お願いいたします。

○中澤参考人 有限会社中沢組の中澤 仁です。

陳述を述べさせていただきます。ちょっと喉やられているので我慢してください。

塩釜市災害復旧連絡協議会の最初の定例会が開かれたのは2011年の4月ごろです。そのころ、事務局の3人から路上の片づけや解体などのいろんな連絡があり、仕事が始まったことを覚えていますが、それがどうしてこんなことになってしまうのか、何も連絡もなく、市と災害復旧連絡協議会が細かい協定を結び直して業務委託約55億余りの仕事をしていたことは、ことしの11月に初めて情報公開請求の調査でわかりました。2011年の秋ごろ、まさに、ここにいられる宮本産業さんが「何か協議会がおかしい、変だぞ」と言われたこともあって、ほかの皆さんと相談したこともありました。そうして仲間の皆さんと事務局やAさんに「一体全体どうなっているんだ、総会を開いてみんなに説明してくれ」と何回も申し入れました。しかし、選挙もあって何かうやむやになってしまい、解体作業も終わりかけた翌年、「事務局ばかりが仕事をしている、うまくねえぞ、これは」という話が出てきてかけ合いました。「話が違うんじゃないの」と何回も言ったんですけれども、2011年の8月の末ごろに定例会があり、業者の選定を尋ねたら、Bさんが「環境課の指示で解体瓦れきの処理も業者は決定されている」と二十数社の前で発言されました。その後、我々3人が環境課の課長に「本当に指示したのか」と聞いたら、「そんなことはありません」という返答でした。そこで、発注元の市に何とかしてほしいと頼みましたが、「筋違いだ、何ともなんねえ、俺たちのことではない」と言い突き放されたので、仕方なしに市長さんに上申書を書き、お願いしました。市長さんから見れば、災害復旧連絡協議会イコール塩釜建設協議会なんだろうが、「寝耳に水のこと、捨て置き、捨て置き」というぐらいの反応しかありませんでした。事務局だけじゃないです。一生懸命仕事をしたのは、市の人からも見たら、大事なのは何でも言うことを聞いてくれる、かゆいところまで気のきく事務局。見ていなくてもさっぱりと仕事をしてくれるところが一番なんだろうね。「内部のことなんだ。会議はできない。公平な仕事をするように伝えていきます」という返事でした。何回もそんなやりとりをしたと思っています。

去年の秋に見切りをつけ、新しい災害協議会を立ち上げ、そこでわけのわからない仕事はで

きないと仲間に相談して、この3月に総会を開きました。そうしたら、規約どおりでないが無視され、その後、報道記事のとおりです。先方は、6月の報告会のことを随分強調し、災害復旧連絡協議会が窓口となって市の仕事を終え、総会を承認してもらったと言っています。全く違います。報告会は、まやかしです。災害復旧協議会を隠れみのにして公金横領か犯罪ではないかと思えるのです。報告会后、渡されたその資料を手にして思います。どうして事務局は災害復旧連絡協議会の内容を我々に内緒にしなければならないのか。塩竈市が窓口となってもらった災害復旧連絡協議会を表現し、みなし法人としてやってみたいな話をしていました。我々はこのみなし法人というのはよくわからないので、こういう取り調べは警察か何かに証明してもらったほうがよろしいんじゃないでしょうか。市議会は、災害復旧協議会の事務局を公文書不実記載とか消費税横領の疑いとかで市長に告発していただく旨を決定していただければよいと思って陳述いたしました。

さきの方は災害復旧連絡協議会の窓口は市の窓口と思っているようですが、私たちは窓口とは全然思っていない。業務契約に当たっては市当局、予算審議で説明を受けた議会の皆様も同様の立場ではないでしょうか。契約に当たり、Aさんが代表する災害復旧協議会が浦戸の瓦れき清掃を行い、仮置き場で収集・分別を行いました。市議会に配られました資料、別冊5を調べてみてください。一例だけですが、申し上げれば、浦戸の災害廃棄物仮置き場に関し、事業の始まった7月と翌年の4月の市に対する請求明細委細欄を、そして関連資料がついています。4月には、延べ2,000名の作業員の方が仮置き場で収集・分別するため、浦戸4島に交通船、三、四隻をチャーターして渡り、3カ所あったトイレを1個にし、市の職員の皆さんの検査を受けた、そんな内容になっています。それは事実かどうか私はわかりません。このほかに島民のほうに協力していただき、瓦れき処理・清掃、これは本当なんだかそれもわかりません。報告書の資料によれば、4月あたり、5月あたりまで続いております。また、危険物解体業務も年度末まで行われていました。災害復旧連絡協議会では、別のほかの事業も国やら県の仕事、市の建設災害の対応の仕事などあったはずですが。チャーターした災害連絡船……、済みません。チャーターした災害復旧連絡協議会の別業務帳簿にはどんな交通船の記載があったのか不明です。本当にいい加減な作り事を並べている資料です。市長が受け取りを表明したことをシタイする義援金200万円や排出協定による有価物約7,000万円余りの代金が記載されていませんでした。消費税のこの収益に対する租税公課については記載がありません。消費税も同じく入っていません。こういうことに関しては、我々では何

もできないので、警察の捜査に委ねて、機材リースの会社、虚偽支払いの行われた当人の証言などを求め、やましいところがみじんもない状態で納得しなければならないと思っています。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。以上で参考人の陳述を終了いたします。

ただいま陳述されなかった参考人の方をご紹介します。

前塩竈市産業環境部長荒川和浩様、前塩竈市産業環境部環境課長村上昭弘様。

これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には、質疑を行う参考人の氏名、資料名、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。鎌田委員。

○鎌田委員 参考人の皆さん、本日はどうもありがとうございました。

私は、前産業環境部長の荒川様、それから前環境課長の村上様を中心に前半は質問をさせていただきます。

昨年11月の産業建設常任委員会で、協議会で、峰岸前議長が発言された内容について確認をいたしたいというふうに考えています。

発言の内容は、市のいわゆる有価物を横流しをしている業者がいるという発言であります。それについては、現場も見てきたよと。そして、後に業者へも注意したという内容が、当時の課長さんが注意したという内容になっております。その中の発言の中で、両組合の会合でその社長さんは、私が横流しをしていると発言をしていると。それも何回もだと。そして、堂々と手を挙げて話してくれたということが語られております。この事実については、どうだったのかです。これはやっぱり大きな問題であると思ふわけです。やはりこの災害復興のお金をやはり違う部分に使われたという、ダブって使われたという形になるかと思ふんです、考え方を換えれば。そんな意味で大きな問題であったと思ふんですが、この発言について、当時産業建設常任委員会に協議会に出席されていたと思ふんですが、前荒川部長さん、こういった事実があったのかないのかを端的にお答え願いたいと思います。持ち時間が少ないものですから、端的にお願いします。

○志賀委員長 荒川さん。

○荒川参考人 24年の11月の常任協議会だと思いますけれども、そのときの内容につきましては、

課長が先に答弁、そして私が最後に答弁というような形でお話ししたと思います。翌12月に記憶をたどれば、その業者の方のところに出向きまして、どういうふうな形でこういうふうになっているんですかということを実を確認をしに行きました。それは、議会の中でも、副市長のほうから答弁されていると思います。その中で……（「済みません、事実かどうかを」の声あり）その事実確認をその業者の方々のところに出向いて確認しにいったということです。（「前議長の発言が事実かどうかをお聞きしているんです」の声あり）事実かどうかというのは、お話は、そういうふうなお話を受けて調査をさせていただいたということです。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私は、その産業建設協議会でそういった話があったかどうかをまた村上前環境課長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○志賀委員長 村上前環境課長。

○村上参考人 私も、部長と同じような考えというか聞き取りというか、まあ受け方をしたんですけれども、不適切な取り扱いをしている人たちがいると聞いているけれども、調査をしているのかというお話をされましたので、私としてはそういった形で、今荒川前部長がおっしゃった形で調査をしたというふうに認識しております。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、発言はもちろんおおむねですが、問題はないと、そのとおりだということになると思うんですが、その後の対応です。先ほど部長さんに述べていただきましたが、私としては、やはりそこには副市長さんやら市長さんはおられなかったということなので、すぐさま報告されてどういった指示を受けたのかです。そのとき報告しなかったのか、したのか。その辺、報告についてどうだったのかを荒川元部長さんにお伺いいたします。

○志賀委員長 荒川前部長。

○荒川参考人 質問してはいけないと思いますけれども、どなたに報告したかということだけちょっとお聞きして答えたいと思いますので、よろしくお願いします。（「市長」の声あり）はい。その業者の方々のところにお伺いしたのは、私と副市長でありました。私はそのときに副市長のほうに一緒に行ってご説明をして、業者の方々にも納得していただいて帰ってきましたので、そこからは市長のほうには、私のほうからは報告はしていません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、私は市長に報告をしたのかしていないのかをお聞きしたわけですが、そうすると、今のお話を聞きますと、業者に直接話を聞いて事実確認をしてということだったと思うのです。もう一方の村上前課長さんについては、いかがでしょうか。市長やら副市長、上司に報告なされたのか、その辺をちょっと端的に、それからどういった指示を受けたのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 今荒川前部長がおっしゃったように、部長は副市長とともに業者のところに行くということでしたので、私としてはそれ以上のことはしておりませんでした。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。まあ後で、後段で話が出てくるわけですが、副市長さんも行かれたということですが、その前にこの業者さんといいますか、これはどなたなんですか。そこをちょっと話していただきたいと思うんですが、氏名を、村上元課長さん、いかがでしょうか。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 その場でその業者名が出たというふうには私は記憶しておりません。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私も、その録音を聞かせていただきました。協議会の内容を全部。その中でその業者の名前は出ておりません。しかし、事実確認をされたということで、先ほど部長さん、それから課長さんも言われていますが、そうするともちろん業者のお名前をご存じで聞いたはずなのですが、それはここの場では発言していただけないのでしょうか。（「どなたに聞きますか」の声あり）では、前部長さんからお願いします。

○志賀委員長 荒川前部長。

○荒川参考人 きょうおいでの宮本産業さんのところに出向きました。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まあ今私は初めて知ったわけですが、今回の参考人招致に当たって全員協議会をやりまして、その中で峰岸前議長のほうから宮本さんのお名前が挙がりました。まあ以前にもずっとこの参考人については必要だということで議会運営委員会で審議をしてきまし

たが、その場では全然発言がなくて、この間の直前の協議会のほうでそういった話がありました。宮本さんの名前が挙がったわけですがけれども、宮本産業代表取締役の宮本さん、この辺の事実はいかがでしょうか。

○志賀委員長 宮本さん、どうぞ。

○宮本参考人 事実関係と申しますと、今鎌田先生の発言の中で、何の事実関係を求めていますか。（「有価物の処理です」の声あり）先ほどの鎌田先生の質問の中で、要はそういう風評のある業者の話の中で、今元部長のほうにお伺いした、確かに部長と副市長とではそのスクラップの件で協議したことはあります。その答えでいいですか。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まあ今までのこの特別委員会で、私はずっとこれを聞いてきているわけですが、いわゆるこの解体の自社処理をしたやつを、この発言の内容によると、私も録音を何度も聞いたんですが、横流しをしているという発言をされています、前議長、峰岸議長は。それが事実なのかどうかと。それについては、市当局としては、確認をして、その分をお戻しいただいているというそういった内容だったと思うんですが、そのことについてはいかがでしょうか。内容についてちょっと事実をお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 宮本さん。

○宮本参考人 横流しですね。（「そうです」の声あり）峰岸議員さんが横流しとはっきりおっしゃったんですか。（「そうです」の声あり）ああ。じゃあその辺のいきさつは、じゃあ説明しますので。震災当時の23年のたしか5月だと思います。その当時の清掃管理課——当時は清掃管理課です——の課長と係長と清掃管理課の事務所でお会いしまして、要するに解体に伴うスクラップをどうしますかということで、一番最初は中倉処分場に搬入していましたよね。途中から、23年の後半から越の浦のほうに搬入するというので、中倉処分場のほうの一番最初の話なんですけれども、その当時は瓦れき等でいっぱいになるから、そこにスクラップをまた搬入したら大変ですよというお互い話をして、じゃ弊社のほうはもともとリサイクル関係から出発している会社なもので、例えば仙台新港にあるJ F E条鋼に弊社としては窓口は持っていますので、自社で回収して、自社で処理して間違いなくJ F E条鋼のほうに搬入しますのでいかがですかという相談をしまして、当時の課長と係長はわかりました。じゃ、弊社のほうはきちんと搬入に関しての台貫のほうの管理、あと搬出に関しても出荷の管理をしますということで、何かありましたら、いつでもその関係の資料は行政のほうに提

出しますということで了解して始めています。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まあ時系列に並べてみますと、今のお話は23年の5月という話から始まったと思うんですが、私が今議題にしているのは、去年度、昨年、24年の11月の産業建設協議会での峰岸前議長の発言なんです。そうすると、もう1年前からいろいろそういったことがあったということになるのかなというふうに私は察するわけですが、実際、峰岸議長はそういったことを聞いたということで話をしているわけですが、いつ先ほどの私が言ったようなことをお話しされたのか、峰岸議長に、その時間的なところをお聞きしたいと思います。確認をしますと、昨年の11月に協議会を開催していると。その以前に聞いているはずなんですが、その以前というのはいつなのか、そこを端的にちょっと短めをお願いします。

○志賀委員長 宮本さん。

○宮本参考人 単刀直入に、私、峰岸さんとはまだお話ししたことはありません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、それはじゃあ前峰岸議長の全部虚偽、うそになるわけですかね、そうすると。そこで村上さんも行かれた、それから部長さんも行かれたということですが、その折にはどういった指導をなさってきたのか。じゃ、ちょっと荒川前産業環境部長さん、どういった対応をしてきたのか、簡単に、その協議会の後どのぐらいのタイムで行かれたのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 荒川前部長。

○荒川参考人 11月の協議会が終了して、早速調査をしなくちゃいけないというようなことで、たしか12月の初旬、初めのころに宮本産業さんの社長さんの都合を聞きましてお伺いした経過があります。そのときに今お話しされたように、かなりの混乱の時期に処理する場所もなかったと、塩竈市内にはなかったとそういうことを元担当の課長、それから係長に相談したときに、自社処分できる場所に関してはいいですよというような口答でのお話をいただいたと。そういった中の伝票を全て私どもにそのときに見せていただきましたので、そういったものを精査して、ルール上協議会のほうにその伝票をお渡しして、その伝票から請求をしていただいて、それをまた協議会のほうに入れてくださいというふうなことでご了承していただいております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。じゃ、そうするとここで疑問点が出てくるわけですが、まあ荒川前部長は、お名前も聞いて、前議長の発言に、そして宮本さんのほうに行かれたということですが、その際に宮本さんはどういった話を聞いてきたか、そこはお聞きにならなかったのでしょうか。まあ急に例えば市の方が来られれば、こういう話が出てこうだったんですけれどもどうですかというような話で行ったかと私は察するわけですが、通常はそうだろうというふうに思うんですが、どういった話で来られたのか。今、12月初旬ということでした。それを思い出せるなら思い出していただいて、ちょっとお話しただければと思います。端的にお願いします。

○志賀委員長 宮本さん。

○宮本参考人 たしか何月というのはちょっと記憶はないんですが、確かに今部長さんが言ったとおり、お電話、アポがありまして、ちょっと会ってくれないかということでお会いしました、弊社の事務所で。お伺いするときは、その電話では要件の内容はなくて、ちょっと時間をつくってくださいということでお会いしまして、お会いしたらスクラップの件で越の浦になぜ搬入しないんですかという話から始まりまして、先ほど答弁したように当時の課長と係長から了解、こうこうこういうことで了解を得て自社で処理して自社で処分していますという話をしまして、じゃわかりましたということで話はそれで終わっています。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。ありがとうございます。それで、もう一点、これをちょっと確認したいんですが、先ほど私お聞きしたと思うんですが、いつ前議長さんにそういったことを話されたのか、それを先ほど5月と言いましたけれども、その次にそういった話はしていませんという話もありましたよね。会ったこともないという話もされたと思うんですが、その辺の事実をちょっと確認したいのですが、確かにそうでしょうか。お会いしていないと、そういった話も一切していないという先ほどの回答がありましたけれども、それをちょっと再度確認したいと思います。

○志賀委員長 宮本さん。

○宮本参考人 峰岸議員さんとは、本当に先ほど事務局の事務所の中でお会いして初めてお話ししましたよ。23年の5月というときは、先ほども答弁しましたけれども、当時の課長と係長と協議だけです。峰岸さんとは、先ほども、事務局で今たった何十分前にお会いしたのが初めてです。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私の記憶では、ちょっとこれはちゃんと録音に入っていることですから再度聞けばいいんですが、本人が直接話を聞いたと。そして、なおかつそれを確認しにいったという発言がちゃんとその録音の中に入っていました。それについては、ちょっと記憶はありますか、村上課長さん、いかがでしょうか。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 私の中ではそういったところはちょっと記憶にはございません。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 記憶がないということですが、私の中には、そのテープを聞いて、録音を聞いて頭の中に入っていますし、再度聞いてみようというふうに思いますが、そういう発言をされています。そして、なおかつ最後にこういったことを言われているんです。「私は、しっかり報告を受けて、業者も手を挙げている」と。「間違いなく私も現場に行って、どういうふう処理しているのかなと言って会いにいったときに、どここの会社ですとちゃんと聞いているわけですから、きちんと確認して議会に、議長のほうに報告していただきたい」というようなことで話を持っていているんです、この協議会の中で。そうすると、これは前議長が全くうそだったのか。テープに入っていることは、録音に入っていることは確かなんです。どこかでちょっと違っているんです。宮本さんは会っていないと。名前については、荒川さん、村上さんは、宮本さんだと聞いていると。そして、峰岸前議長については、先ほど言ったように、自分は間違いなく見て、現場も見ていると。話もしてきているという発言に終わっているわけです。ここでやはり私は、対応としては、時間もなくなってきましたけれども、この発言の中で、「みんなやっている」という発言をしているんです。「みんなやっています」という発言をしているんです。そして、その方は、両組合の中で、会合の中で、「私がやりました」と、「あんたたちもそうでしょう、みんなやっている」と発言しているという内容で録音にちゃんと協議会の中に入っております。まあ本来ですと、これを、いわゆるその録音の内容を、議事録をきちんと整理して出していただいて皆さんの目で確認していただければ一番いいことではありますが、それがまだそういったことができていないので触れませんが、私はきちっと録音を聞いてちゃんとメモをとらせていただきました。そして、それについては、いわゆる事実を確認して、先ほど言ったようにその分を返却してもらったという

形になっていますが、やっぱりここで私問題視したいのは、「みんなやっている」という発言なのです。これが事実なのかどうなのか、ちょっと今宮本さん、私はそういった記憶はないし初めて会ったということですが、そういったことがあるということを知ったことはあるのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。（「そういううわさ話を聞いたということですか」の声あり）そうですね。

○志賀委員長 宮本さん。

○宮本参考人 うわさ話といいますが、要は解体に伴って参加している協議会全員が皆さんそういうふうになっているという質問ですか。（「そうですね。そういう発言をされているんです」の声あり）いや、私は聞いたことないですよ。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、全部いわゆる自社処理していたというのははっきりした話ですよ、先ほどの回答では。そうすると、ほかの言ったことは、あの協議会で発言したことは全部うそだったということになりますよね。皆さん、ここで聞いている人たちもそういうふうに解釈せざるを得ないと思うんですが、あの中ではみんなやっているという話をしているんです。まあそんなところで、まあちょっと何分残っているのかはわかりませんが、持ち時間30分になっているので、後半でまたやりたいと思いますので、私の質疑はこれで終わりにしたいと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、陳述が先にされましたので、その関係でちょっとお尋ねをしておきたいと思います。先ほど大竹さんと、それから中澤さんとほぼ同様の発言がございましたが、今度の特別調査委員会の中での開かれた臨時総会、塩釜市災害復旧連絡協議会平成25年度臨時定例会総会報告書というのが市議会のほうに出されております。その議事録を見ますと、ページ数で議員の皆さんが持っているのは6ページに当たるわけですが、仮置き場について環境課より指示があり、会員の下役員、塩釜市建設協議会が委託を受け工事をしたとしていますという関係と、中倉の仮置き場は何社、それから越の浦はどこどこ、それから先ほど言ったA社、B社ということになるでしょうね。そして、新浜の仮置き場は先ほど言った会社、それから浦戸はまあ2つの市内にある業者さんと、塩釜市建設協議会ととこういう形になっています。そうしますと、お二人の陳述の中で、私が今陳述を聞いた中で、一つは定例会のときにお聞きをしたということですが、そうしますと、その定例会というのは、解散をした

塩釜市災害復旧連絡協議会のことだと思いますが、その点について、何年の何月の時点でその話が出たのか、最初に事実確認をしておきたいと思います。（「どなたに質問ですか」の声あり）じゃ、中澤さんのほうからよろしくお願いたします。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤参考人 定例会は、24年の8月ごろじゃなかったかな。よくちょっと記憶していないんですけれども。ただ、仮置き場に関しては、我々はよくわかりません。正直言って和田会長が知っていると思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大竹さんのほうではご記憶ございますか。おおよその日時です。

○志賀委員長 大竹さん。

○大竹参考人 私も記憶にございませんし、わかりません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、過般の臨時総会の中で3カ所、4カ所の仮置き場等の関係で環境課よりの指示というのは、どこからそのお話は聞いたのでしょうか。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤参考人 それは、8月の末ごろの定例会のとき、千葉……、いいですか、名前挙げて構わないですか。（「ええ」の声あり）千葉鳶さんから、環境課の指示により島と仮置き場が千葉鳶さん、和田さんということで、解体業務は鈴木さんが担当するという話が出ました。それで、あとわかりません。（「8月は何年の8月か」の声あり）24年の8月29日です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、平成24年8月29日、これは解散した復旧連絡協議会の定例会の中で皆さんがお集まりになった中でのお話と受け取ってよろしいのでしょうか。何人ぐらい集まられたのでしょうか。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤参考人 当時は23社か24社だと思います。すっかり記憶はないんですけれども。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、大体会員の皆さんがほぼ集まって、32社か33社だかそこらで構成していますわね。都合によって参加できなかった方は別にしまして、大体参加したということで受け取ってよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤参考人 はい、そのとおりです。市外の業者もこのメンバーに入っているのですが、その方たちは参加しないので、その分減っています、数は。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、環境課の指示ということで、その定例会で発言があったということですが、そのとき中澤さん、あるいは大竹さんの受けとめ方としてはいかがだったでしょうか。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤参考人 そのときはちょっと不思議に思い、次の日に私と八島さんと大竹さんと3人で環境課の村上課長さんに尋ねたら、そういう指示はしていないというご返事でした。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、村上課長さんに前段お聞きしますが、そうしますとこういう定例会の中での、日時もはっきりした定例会の中で環境課のほうから指示だということで、新聞報道等でも報じられた一定の経過がございますが、その点について村上前課長さんにお聞きをいたします。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 どの点についてでございましょうか。指示ということでしたら、当然私どものほうから個々具体的に個別の企業にやってくれという指示は当然出しておりません。以上でございませう。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 個別の企業といいますと、先ほどお二人の陳述の中で、一定の業者、五十数億の中で仕事が傾いていると、そこに発注されているということですが、そうすると本来は災害復旧連絡協議会がその中で仕事配分をするという仕組みですね。災害復旧連絡協議会の役割というのは、市から委託を受けて、その中で仮置き場にしろ、危険物解体にしろ発注するわけですが、指示を出しているということを今おっしゃったとすると、事は重大なんだと思います。復旧連絡協議会に委託契約ですから、そこら辺の点でもう一度再度確認させていただきます。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 我々塩竈市、今回瓦れき処理、それから解体処理におきましては、協定に基づき

まして我々仕事をお願いしております。ただ、仕事を受け取っておるのは塩釜市災害復旧連絡協議会という団体でございまして、そちらのほうに私どものほうとしては仕事をお願いしております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど直接指示を出しているということで、会社のほうに指示をしているというふうにおっしゃったというふうに私は前段受けとめたんですが、もう一度その点で確認をしておきたいと思います。協議会なのか、それとも個々の会社なのか。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 済みません、発言聞き取りづらかったですらばもう一度言わせていただきますが、個々の企業に対して、ここをやってくれ、あそこをやってくれと言ったことは当然ございません。解体及び瓦れき処理に関しましては、災害復旧連絡協議会に対してお願いしているという立場でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、先ほど中澤さんのほうからの関係で、8月29日の定例会の中で、ある会社、千葉篤さんということになりますが、そういう話があったということでの発言がございました。そうすると、2つの点で食い違いがあるわけです。私は協議会に委託した、一方で協議会の定例会ということで前段の村上課長さんのほうから指示があったと。この食い違いが出てきていますので、2つの意見が言ってみれば矛盾する形になっております。そうしますと、どちらが本当の中身なのかということが当然出てきますが、再度お聞きしますが、これはむしろ中澤さんか大竹さんのほうにお聞きしますが、改めて8月29日の定例会の中でそういったことが話があったということで確認させていただきたいんですが、それでよろしいでしょうか。

○志賀委員長 大竹さん。

○大竹参考人 間違いございません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 間違いがないということでの参考人の方のご発言でございました。そうしますと、どちらが本当に正しいのかというのはこれから解明を進めなければなりません、いずれにせよ間違いなしということでご発言ございましたので、その点について最初確認させていただきます。時間も後半の部分がありますので、まずその点について終了させていただきます。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。高橋委員。

○高橋委員 本当にきょうはご苦労さまでございます。

最初に村上参考人にお伺いしたいと思います。村上参考人でいいんですよね。（「いいです」の声あり）6月10日の調査特別委員会の資料のナンバーのない資料の5ページ目ですけれども、委託業務に関する資料について、これは環境課からの起案文書（抜粋）として上げられている文書の1番目、担当課で契約する理由と。当時環境課の課長は村上参考人だったわけで、それでお伺いするのですが、この4行目で「瓦れきや危険建物等の解体撤去の申請窓口であり、申請者からの被害状況及び業者等の実態把握ができるため、申請から補助金交付まで事業進行管理が可能である」と。この課で可能であると、環境課で。「以上のことにより、被災危険家屋等を解体撤去業務委託のうち、民間委託、個人での業者依頼物件に係る契約事務について担当課にて契約手続を行いたい」と。これ起案文書となっていますが、このとおりこの後行われたのでしょうか、お伺いします。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 こちらの5ページの担当課と契約する理由ということで書かれておりますけれども、ちょっと済みません、この理由で我々としてはやらせていただいたというふうに認識しておりますけれども。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 続いて荒川参考人にお伺いいたします。

当時の産業環境部長だったわけですが、膨大な実務量にこの業務が上ると。当時は、この6月21日の時点でも、恐らく膨大な実務量に上っていた。そして、それはもう膨大な実務量であったということは、ご提出いただいた数々の書類で察せられるわけなんですけれども、それを環境課1つの課でこの事務手続、窓口としても、契約事務についても全部行うということ、膨大な量について当時可能だと。なぜお伺いするかというと、しかるべくきちんと精査できるのが可能だったのかという趣旨で伺っているわけですが、可能だとは考えられたわけでしょうか、お伺いします。

○志賀委員長 荒川前部長。

○荒川参考人 若干ちょっとお話しさせていただきますと、私たち、6月から以降環境課のも所管するようになりまして、そのときにはそういった一連の流れでスタートしておりました。だから、私もこの流れでいくのであれば、1つのマニュアルですからスムーズにいくのかな

と思っておりました。ただ、危険建物の解体等々の申請が出てきて、そういったものの件数を見ていくと、かなりの事務量でした。当時、環境課の職員だけでなく他の自治体の職員の方々にも応援していただき、それから臨時職員等々も雇用しながら、かなりのスタッフの中で実施しなくちゃいけないというふうな形でありました。もう一つは、産業環境部となりましたので、産業環境部の中でもお手伝いに行く、そういった形のチームづくりをしてやらざるを得なかったというような現状でありました。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 今言ったとおり、いろいろな手助けもかりながらやらざるを得なかったと。そういう点で、私、いろいろな精査上の一枚一枚の申請文書なりなんなのきちんとした履行確認の面でのなかなか大変なことも今回の事態につながったのではないかというふうに思うわけなんですけれども、続いてお伺いしたいのは、資料でいいますと、全員協議会で5月1日に渡された資料の河北新報の記事について、荒川参考人にお伺いしたいんですけれども、「業務配分、金の流れ不透明」という見出しの記事、この全員協議会ですと3ページになりますけれども、会員と執行部対立と。この下から3段目に「発注者の塩竈市も実際の受け入れ業者を把握していない」。担当者が述べている言葉としてかぎ括弧で書いてありますので言ったとおりのことが書いてあると思うんですが、「委託契約の相手は協議会。実際の請負業者は協議会が決めているので、業者名や受注状況はわからない」と。この担当者の説明として載っているわけですが、後々これは市のほうは実はわかっていたけれども、プライバシー等に配慮して出さなかったということは後でわかったわけなんですけれども、当時のこの回答した担当者というのはどなたでしょうか。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 済みません。当時、報道機関等の対応は私がやっておりましたので、私のほうからお答えさせていただきました。確かにこの記事を読みまして、私もちょっと言葉足らずだったのかなという思いがありました。当時、記者さんのほうからは、我々にどんなことだという内容としては、協議会内部でのお金の流れを調べておりますということでの取材がございました。であれば、我々は災害復旧連絡協議会に対して仕事をお願いしているので、そういったお金の流れがわかるような、家屋解体の市内の部分でしたらば個々の企業名はわかりますけれども、例えば瓦れき処理ですとかそういったのは災害復旧連絡協議会1本でお願いしておりますので、どちらの企業にどのぐらいのお金が流れたかということに関しては我々

はわかりませんよというお話はさせていただいたところでした。もしかすると、記者さんの取材意図を私がちょっと酌み取りというか履き違えたのかもしれませんが、当時としてはお金の流れを調べたいということでのお問い合わせでございましたので、そういったものであれば公文書の中にお金の流れ、この企業にこれが行ったというのを示すものはありません。ただし、何度か取材を受けておりましたので、我々も現場を確認する中で、その現場に行けば、例えばヘルメットに何々組とか何々会社とかと書いてあるものですから、どこが中心になってやっているのかなというのはわかりますけれども、文書的には残っておりませんというふうには回答しておりました。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 引き続き村上参考人にお伺いしたいと思います。この問題については、後々市長が「市が協議会の内部情報を出していいか迷った。報道や開示を求める市議会の声もあり、公表に踏み切った」と述べているということは、この当時でもわからなかったのではなくてわかっていたはずだと私は思うんですけども、もう一度確認したいと思います。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 済みません。また説明不足で申しわけなかったんですが、我々としてはお金の流れがきっちりとわかるような、個々の企業名、例えばどこどこ会社に幾らとかというふうにお支払いしたというのがわかるような書類はないですよということでの説明はしました。もともとお金の流れを調べているということでのお問い合わせでございましたので、我々としてお金の流れがわかるのは、災害復旧連絡協議会に対して幾らという実績に基づいてお支払いをしておりますということはわかりますということではお話ししまして、ただし、現場に行けば我々もヘルメット、ユニフォーム等を見れば、どここの企業が中心になって請け負っているなというのはわかりますよというお話は何回目かの取材のときにはさせていただいた記憶がございます。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 お昼休みにもう一度考えてみてからどうするか考えたいと思いますが、次に監督責任の問題についてお伺いしたいと思います。これは荒川参考人への質問になるかと思いますが、連絡協議会に仕事を委託して、しかし監督責任は市のほうにあると。これは何度もご回答を市のほうからもいただいまして、前回の調査特別委員会では内形副市長が「担当といたしましては、先ほど申し上げたとおり指示書に基づく業務、そういったものの進行管

理、あるいは履行確認をしてしっかり仕事の管理をしているという内容でございます」とこのようにご答弁、一部分切り取ったのでちょっと前後あるので申しわけないんですけども、こういう回答をなされているわけですけども、この監督責任というのはどこにあるのか、市にあるというのわかるんですが、市のどの部署、あるいは誰にあるのか、荒川参考人の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 荒川前部長。

○荒川参考人 今副市長等々が発言した内容のとおりだとは思いますが。ただ、1つ例を申し上げますと、我々事務局としては、数多くの方々から危険建物の申請を受けました。その受けた際に、「いつやってくれるんですか」、「いつまでやってくれるんですか」と、「早くやってください」と、そういった声がいっぱいありました。この事業は、当初平成23年度単年度事業というようなことで、何とか単年度で終わるために事務局の方々にも進捗状況を見ながら、「これでは間に合わないんでないですか」、「やれないんでないですか」、そういったような協議もしつつやってきたわけでありまして。最終的には、そういったことを、同じことを言いますと、やはり進行管理、それからあと進行管理と履行確認、そういったものを確実にしていくというものが、やっぱり履行されていくかどうかを判断していくことが監督責任というふうな形で我々はちょっと理解しております。（「誰にある」の声あり）最終的に私は産業環境部の統括している人間なんで、私にあると思います。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 では、あとは事業の内容そのものについての質問は、まだ午前中來られていない参考人の方もいらっしゃると思いますので、午後に残り時間で行いたいと思います。ありがとうございました。

○志賀委員長 はい、ご質問は。小野委員。

○小野（絹）委員 ただいま高橋委員のほうから、誰に履行確認なり、あるいは進行確認なり、いろんな責任はどこにあるんだということについてお聞きしましたら、それは産業部長がそうなんだと、責任があるんだというふうな答弁だったわけですけども、産業部長は先ほどありましたように、6月からというのは24年の6月、23年の6月でしたっけか、組織がえがあったのは。

○志賀委員長 荒川前部長。

○荒川参考人 23年の6月からだと思います。それで、1年10カ月ですか、務めまして退職させ

ていただきました。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 その当時、始まった当時、23年の3月11日のあの震災が始まって、それでいろいろと瓦れき処理から始まって、いろいろ事が始まったときに、それは環境課長のところで対応せざるを得ないというふうになったと思うんです。それが次々と膨らんでいって、結局は55億の仕事を受け持つような状態になったと。まあもちろんそれぞれの本庁の担当のほうで入札するのもありましたけれども、ほとんどはそうですね。そういった中で、やっぱり考えなくてはならないのは、先ほど体制上の問題もいろいろ出されましたが、これほどの問題を一環境課にそういう形で出されたということについては、どういうふうに前環境課長はお考えですか。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 私も荒川部長と一緒にの時期でございまして、23年の6月から環境課のほうに参りました。その当時は、もう本当に環境課に着いた途端にもう毎日のように——毎日のようにというのは当然なんですけれども、電話も鳴りますし、人もいらっしゃるとい状況の中で、大変な状況だなというのは本当にすぐわかりました。我々としては、厳しい状況だなというのは非常に認識はしておったんですけれども、市役所どこでもそういった状況でございましたので、何とか我々の中で頑張るしかないということで、応援が来ていただけるまでは何とか環境課の中でしのいでいこうという思いで取り組んでまいりました。以上でございます。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 よもやまあ55億ぐらいに上るようなそういう大事業といいますか大きな仕事になるというふうには思っていなかったんだろうというふうに思うんです。そういう点で、環境課の方々は非常に重い気持ちで、もちろん一生懸命やっていた姿も見ていますし、責任感が非常に求められてきたんじゃないかと思うんです。私はここで、そういう点で率直なところ、前部長と前課長がいるわけですから、お聞きしたいのは、こういう災害のときに本庁の中でどういうふうに話し合われて、それが環境課に集中するようになったのか、それは誰の指示でそうなったのかお聞きしておきたいと思います。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 先ほどもお話し申し上げましたけれども、我々23年6月に環境課に来たときにはもうそういう形になっておりましたので、率直に申し上げるとわからないというのが、多分

部長も私も同じだと思いますけれども、そういう形でございます。以上です。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 まあ部長もそうだろうということですが、今の時間、ちょっと市長のほうにはしないんですね、質問は。それは後からということになると思いますが、これは私は深く受けとめたいというふうに思うんです。ああいうふうな大変な時期に、いろんな部署でいろいろあります。だけれども、そのこのこういう問題が起きるような状態というのは予想もしていかなかったと思いますから、当然そういう点で行政のトップの考え方、そういうことがやっぱり重要になってきているんでないかなと思いますので、そのことだけ確認して午前中の質問はこれで終わります。

○志賀委員長 ほかにご質問は。菊地委員。

○菊地委員 今参考人の皆さん、どうもご苦労さまでございます。

今小野委員の質問で契約関係のほうをちょっと確認したかったんですが、もう契約が終わった後の部長さんであり課長さんだということで、荒川さんがせっかく来てもらって午前中しかお時間とれないということなんでお聞きしようかなと思っていたんですが、場違いな質問をしても申しわけないんで、今私自身困惑しているところなんです。それで、かといって一つだけ荒川さんにお聞きしておきたいんですが、建設業法上、その業界の方々が1%を取っていたとかそういった感じの情報とかそういうのを、例えば業界の方々の上申書が出てくる間にそういった話とかというのを耳にしたことがあるのでしょうか。その辺だけちょっと確認をしてください。

○志賀委員長 荒川前部長。

○荒川参考人 私は38年で定年退職させていただきましたけれども、建設関係の方々とはこの6月からですから、1年と10カ月の瓦れき処理の関係でおつき合いをさせていただきました。それまでは、建築業法そのものも理解というかしていませんでした。先ほど言った事務費的な1%というのは、随分後からそういうことがあるよとそういうことを聞いた記憶はあります。それは、だけれども、もう私の記憶ではことしですかね、そういう形でしかちょっと覚えておりません。済みません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。まあ一応聞いたことがあると、ことしになってからと、退職前ということなんで、聞きません。どうもありがとうございました。

それで、あとお聞きしたいのは、解散についてきょうお見えの参考人の中で、中澤様と大竹様、あと宮本様、協議会の解散について皆さんに相談があったのかどうか、それだけちょっと、あったかないか、総会をしてやったかやらないのか、その辺をと、あともう一点、24年3月31日で契約更新があったと思うんです。その以前も市との契約をするしないの総会とかそういう会合があつて、協議会が継続をすとかしないとかとそういう相談とかそういうのが皆様方におありであったのか、その辺の確認をちょっとしていただきたいと思います。

（「どなたに確認しますか」の声あり）3人の方に申しわけございません。

- 志賀委員長 では、お三方全員で。まず初めに大竹さん。
- 大竹参考人 一切ございませんでした。話は一切ございません。
- 志賀委員長 中澤さんは。
- 中澤参考人 それは伺っておりません。
- 志賀委員長 宮本さん。
- 宮本参考人 同じです。
- 志賀委員長 菊地委員。
- 菊地委員 じゃ、あと午後から来た方でやりますので。
- 志賀委員長 ご質問ございませんか。小野委員。
- 小野（絹）委員 ちょっと時間がありそうですのでちょっとお聞きしたいんですが、村上さんのほうにお聞きしたいと思います。これは、いろんな仕事がいりあつて、連絡協議会との提携によって、締結書によっていろいろやられていたと。瓦れきは瓦れきの締結によって、あるいは一次仮置き場はそういうふうな、解体とね。それから、一次仮置き場の関係、それぞれ締結に基づいてやってきたということですけども、普通に考えてみて、瓦れき処理関係でも環境課が担当しているのが多いわけですね、当然。そういうふうな発注の段階で、あるいはどういうふうな塩釜市災害復旧連絡協議会との契約、それぞれの分野で契約するとき、その都度どういうふうな契約締結に基づいてやっているというのはわかるにしても、具体的にどういうふうなやってきたのかというのをお話聞ければいいなと思うんですが、わかりますか。
- 志賀委員長 村上前課長。
- 村上参考人 どこまでお答えできるかちょっとあれなんですけれども、私の知っている範囲でお答えさせていただきますれば、まず私たち、部長とともに6月に来る前に、たしか5月だ

ったと思いますけれども、災害復旧連絡協議会との間でもと協定といいたまいますか、大もととなる協定が結ばれておったと。それに基づきまして、各仮置き場に関しても管理の協定が結ばれ、家屋解体に関しても協定が結ばれていったと。もちろん単価をきちっと決めた上での協定ということになっていきますけれども、そういった流れの中で一連の協定が結ばれていったというふうに理解しております。以上でございます。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 それから、具体的には解体関係ですけれども、市が直接塩竈災害復旧連絡協議会と解体の契約は1,233件ですか、たしかそれくらいの件数をやっているわけですが、一件一件についてやってきたのか、どういうふうな取り扱いでやってきたのか、契約の仕方、ちょっと教えてください。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 委員がご質問なのは、多分市委任物件のことだと思いますので、そちらのことについてお答えさせていただきます。市のほうに半壊以上の解体を希望する方がお見えになって条件等に合致するということが確認できましたらば、我々としては申請書をきちっとした形でお受け取りいたします。そうしましたらば、我々はまず家屋の調査を復興連絡協議会のほうにお願いしまして、その調査報告に基づきまして我々としては家屋の積算をいたします、つまりこのぐらいで解体ができるであろうと。これは県の物価分なり、それから基準単価なりを利用して、積算をしまして、それに基づきまして家屋の解体についてのお願いとか指示を災害復旧連絡協議会のほうに行うと。それは一件一件について災害復旧連絡協議会に行うと。災害復旧連絡協議会からは、今回はこの業者さんにしてもらいますということで報告がまいります。そういった流れの中で解体が進むと。当然解体が終わった後には我々に報告もございますし、我々として現地調査もした上でお支払いをするという形でございます。以上でございます。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ただいま解体については、塩釜災害連絡協議会のほうに解体の依頼をしまして、それがどこが請け負ったかを含めて報告が来るということでございますね。そうしますと、その1,233件、最初はそうではないでしょうけれども、だんだん積み上がってそれくらいの数になっていって、特に塩竈市は皆さんのご努力もあって、解体事業、ブロック解体を含めて24年8月31日まで延期していただいたという点では非常に感謝しているわけですが

も、そういうのを含めて、実際にはそうすると市のほうでは、環境課のほうでは浦戸の102件を含めて、そうするとちゃんとどこの業者がやったかというのはわかるということですよ。それだけ確認しておきます。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 市内に関しましては、多分全部わかると思いますけれども、浦戸に関しては、災害復旧連絡協議会としてお願いしている瓦れきの一次仮置き場の管理等の関係もございまして、機材等の運用がうまくいくだろうということで災害復旧連絡協議会をお願いしている部分もございましてわからないところもあるかもしれませんが、市内に関しては全件がわかるということでございます。以上でございます。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 市内に関しては、全部資料としては出されております。浦戸に関しても大体はわかっておりますけれども、いずれしても、そういう点では報告はきちんと来ているということで、要するに仕事が偏っているかどうかということは、もう既に来る報告の中でわかっていたのではないかとということです。そこで先ほど上申書の問題がちょっとあったわけですが、担当課のほうにお話を申し上げたけれども取り扱ってもらえなかったので上申書として市長のほうに提出したというお話があったんですけれども、それを受けとめたときにどういうふうに担当課では感じていたか、お聞きしておきます。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 たしかに日時等は、本当に申しわけございません、覚えておらないんですが、こちらにいらっしゃる中澤さんとか、港都さんとか、3名ぐらいの方がお見えになりまして、非常に業界内部で今とっているところと——とっているところという言い方がいいんでしょうか、解体をしているところとしていないところの差が激し過ぎるんだというお話はいただきました。我々としては、適切に業務ができるところを配分して報告していただいているというふうに思っておりましたので、それは意外でございましたし、そういったことでお話は承りました。一番私そのときに感じたのは、こういった協議会内部で対立するということがあると、我々安全にかかわる部分が非常に心配でございまして、何とか皆さんできちっとやれないかという話もさせていただきましたし、もう一点、相手にされないというふうには言われましたけれども、我々逆の立場で、港都さん、中澤さんにもお話したんですが、中澤さんたちが事務局のときに、個々の企業名を挙げてどこどこに仕事をやらせてくれと事務局

のほうに言ったときに、我々不当な介入とはならないんでしょうかと。我々としては、一定のルール、全員が納得できるというのは難しいことだとは思いますが、会員の多くの皆さんが納得できるようなルールをつくってきちっとやってほしいというのは、我々からも事務局にお話ししますというはお伝えしたはずなんですけれども、全く相手にされないと言われてたものでしたので、非常に残念な思いでございました。以上でございます。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう点で報告書も挙がってくるということの中でそういう実態というの
はわかったんだろうというふうには思うんですけども、それが、そのことはちゃんと伝え
たんですか。事務局のほうに。

○志賀委員長 村上前課長。

○村上参考人 はい。早速事務局の、事務局とはきちっと業務報告をいただいておりますので、
その中でこういったお話が来ておりますと。こういったことは、我々余りにも復興連絡協議
会に求めているのが、つまり先ほど部長も言いましたけれども、当初は23年度の単年度事業
だというふうに環境省のほうから言われておりました。それたしか23年度のぎりぎりまで単
年度事業だということと言われておりましたので、スピード、もちろん安全もでございます
が、スピードを求め過ぎたがゆえにやれる業者を充て過ぎたのかなという思いもあって反省
して、みんなが納得できるルールをきちっと決めて取り組んでほしいというお話はしたとい
うふうに記憶しております。以上でございます。

○志賀委員長 そのほかございませんか。菊地委員。

○菊地委員 本当は参考人をお願いすると言った人質問してもらえばいいんですけども、総会
を開かれた議事録を拝見していました。中澤参考人さんにお伺いしたいんですが、議事録に
よりますと、ある議員さんから紹介されて、ここで言うと協議会の会長さんから依頼された
んだと、何とか解決したいと、お話ししてもらえないかということで、午後から来る千葉鳶
さんと話し合いの設定をされた議員さんがおられたんですが、そこでどういった、解決とい
うのは何を意味するのか、あとどういった具体的な話がされたのか、もしよければお聞かせ
願えれば幸いに存じますが。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤参考人 余り名前は挙げたくないんですけども、まあ言えと言われれば言わなきゃない
んでしょうから、いつかな、ちょっと日にちは忘れたんですけども、たまたま私がうちで、

西村さんが来て、和田会長から頼まれてきたと言われて、それでどうにもこんなごたごたしているやつを何とか早目におさめてほしいとお話がありました。それで、向こう側の事務局の誰が出てくると言ったら千葉篤さんと話をするという話だったので、千葉篤さんから私のほうに時間的な日にち時期ものを連絡してもらえばお話ししてもいいよという話はしました。その中で言われたのは、千葉篤さんのほうから、「このごたごたは何とかならないですか」と言われたんだけど、ごたごたというわけじゃないんで、こっちはそう思っていないんで、それはちょっと俺一人では返事できないと断りました。その中で、途中千葉篤さんから、「落としどころは何ですか」と言われました。ただ、その「落としどころ」という意味がわからないので、わかりませんとは言って、それで別れました。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。今中澤参考人さんからその前段のあれの話をさせていただきまして、その辺あと本人さんが来たらまた聞きますので、以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 中澤参考人に今の件についてお伺いしたいと思います。

最後のところのご答弁で西村議員が伺った件についてのお答えの中で、千葉篤さんが「落としどころはどこか」と言われたというふうにおっしゃいましたけれども、西村議員が言ったのではなくて千葉篤さんが言ったのですか、そういう言葉を。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤参考人 はい、それは千葉篤さんです。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうすると、千葉篤さんと西村議員と一緒に中澤さんのところに伺ったということですか。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤参考人 いえ、違います。西村さんが来て、その次の日、千葉篤さんと私がグランパレスで会って話しました。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。ご質問がなければ……、どうぞ荒川さん。

○荒川参考人 済みません。ちょっと言葉足らずな面がありましたので、2点ほどちょっと訂正じゃなくて説明させていただきます。

まず、最初の金属スクラップの件なんですけれども、協議会の中で会社名が出たわけではあ

りませんので、そういった状況があったので問題提起されましたので、協議会の事務局さんのほうにお聞きしてそこでお名前を教えてくださいまして調査に入ったということです、まず1点は。

あともう一つ、先ほど高橋委員のほうから監督責任とかというふうな話が出ましたけれども、そのとおり私がありますけれども、事務的に心配をおかけしている部分につきましては当然私があるというふうな中身のことであります。以上であります。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 事務的な部分については、当時産業環境部長だった荒川参考人に監督責任があると。では総体としての監督責任はどなたにあるのかお伺いしたいと思います。荒川参考人のご意見をお伺いします。

○志賀委員長 荒川さん。

○荒川参考人 総体的というかどうかということですか。私はやっぱり事務的な履行確認をして、適正かどうかを判断して事務的に処理をしていくというふうなことが私の責任だと思っていました。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 この間の調査特別委員会等々のご発言の中でも、最終的な監督責任は当然市長のほうにあるというご答弁も何回かいただいていますので、それは当然だと私は思いますので、そのように受けとめさせていただきたいと思います。以上で終わります。

○志賀委員長 ほかにご発言。鎌田委員。

○鎌田委員 先ほどの荒川元部長さんからの話ですが、まあ協議会のほうから聞いたということを書いていましたよね、今、名前を。そこをもうちょっと簡単に教えていただけられるでしょうか。

○志賀委員長 荒川前部長。

○荒川参考人 協議会の中でそういった問題が提起されたものですから、そういった問題提起は出ましたよと、どういうふうなことでしょうかということ協議会事務局のほうにお話ししたところ、こういった方がまだ自社処分をしていますよというふうな形で教えていただきましたので、お電話を差し上げて調査に行ったわけでありまして。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、何か聞き方が順序が違う、順序というか筋ではないんじゃないですか。

協議会じゃなくて発言したのは峰岸元議長ですから、峰岸議長にただす、聞く、それが大切なことではないかと思いますが、違いますか。

○志賀委員長 荒川前部長。

○荒川参考人 なぜ私先ほど今お話ししたかという、協議会の中でお名前が出て調査に行ったわけじゃなくて、協議会の中で問題提起がされて、そういった問題提起がされましたよということで復興協議会の事務局のほうにお尋ねをして、そこからこういったところが、会社が1社ありますよというふうなことで、それで調査に出向いたわけです。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 おかしいんじゃないですかね。本人が発言していて、そこからどこか旅行か何かに行ったわけじゃないのに、本人にどうして聞かないんですかね。それがなぜ協議会になるのか私は不思議でたまりませんけれども、なぜ協議会に聞くことになったのか、直接本人に聞けばいいんですが。（「鎌田委員、追求調になるとまずいで、もうちょっと穏やかにお話ししてください」の声あり）穏やかです。なぜ本人に聞かなかったのでしょうか。協議会はその後だと思うんですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 荒川前部長。

○荒川参考人 何度もお話ししますが、産業常任委員会協議会でそういった問題提起がされたものですから、復興協議会のほうにお尋ねをして、こんな問題が出てきましたよというふうなことでお尋ねをして、その際に社名が出てきましたので調査に出向いたというようなことです。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。なければ……、宮本さん、どうぞ。

○宮本参考人 今の鎌田委員の話のほうですけれども、うちら、協議会に関しての定例会何回か、自然解散するまで五、六回ありましたけれども、その定例会の中では、正直言って弊社のほうのスクラップ、自社処理に関しては議題はなっていないので、1つお答えしておきます。

あともう一つ、1つだけちょっと。うちら、旧連絡協議会の有志会という会をつくって総会を開いたというのをもう皆さんご存じだと思いますので、今回、ことしの3月に有志会のほうで総会を開いた理由として皆さんに一言だけご報告したいなと思って。この時期に選んだのはなぜかといいますと、早い時期にはもう23年11月ですか、弊社のほうで公開質問状の答えがなくて、その後動くことはできました。逆に、有志会のメンバーといろいろ協議した結果、今ここで事を大きくしたら復旧のほうに支障があるということで、ことしの3月、24年

の3月で塩竈市の解体は終了するというので、3月を基準にして事を大きくしてありますので、よろしくお願ひします。

○志賀委員長 では、前産業環境部長の荒川和浩様は都合により退席となりますので、ご報告いたします。午前の部はこれで終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○鎌田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後の部における参考人の陳述を行います。

なお、お一人の持ち時間は15分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

では、元塩釜市災害復旧連絡協議会会長和田電気工事株式会社代表取締役和田 忠様、お願ひします。

○和田参考人 ご紹介いただきました私塩釜市災害復旧連絡協議会の会長をいたしておりました和田でございます。ご紹介のとおり、私は和田電気工事の代表取締役も務めております。

私のほうからは、協議会の執行部を代表し、発言をさせていただきます。

大震災の時点から振り返るに、私たち建設業界が直面したことは、まさに想像を絶する大惨事の過酷な状況でした。一刻も早く被災者の側に立った、私たち業界としてでき得る限りの復旧作業に当たろうと、あの忌まわしい3月11日の翌日、12日からそれはスタートいたしました。

被災者でもある業者に呼びかけ、人手と車両と機械の提供を求め、必死に協力体制を組み上げてまいりました。しかし、思うようにはまいりません。なぜなら、ガソリン、軽油の極度の不足、車両の確保も満足でない中、それでも私たちは必死に頑張りました。作業工程書の作成、作業地域の順序手順書、作業チームの割り振り表と、昼夜を問わない戦いをしてまいりました。

被災者からは、「なぜ自分の地域が遅いのか。もっと早く手をつけろ」と罵声を浴びながらも、被災者には懇切に対応し、夜は遅くまで翌日の手配書をつくり、朝のミーティングは安

全第一の注意喚起、瓦れき搬送先の確保、日中のパトロール、再び夜は事務所に戻り、その日の反省点を検討し、翌日の作業に支障を来さない十分なる打ち合わせに終始をした約50日間の瓦れき撤去作業でした。夜な夜なあしたのガソリンなどの手配とか、筆舌に尽くしがたい苦勞の連続でした。

こんな状況下にあっても、自分も被災を受けていながら全面的に協力された方がいる一方、不本意ながら、あえて申せば非協力的な方々もおられました。端的に言えば、瓦れきを処理すれば当然一次仮置き場の確保は大前提です。施設の新浜公園だけでは到底不足です。早急に臨時の仮置き場として中倉処分場の臨時仮置き場、次いで県有地の越の浦一次仮置き場を市の指導のもとに開設し、取り急ぎの対応に当たり、現在、誤解のもとになっておりますが、そんな喫緊な対応を迫られる状況の中、事務局担当の業者が担当したことは間違いありません。これら対応が不当であるとの批判は、当時の状況判断からすれば、その指摘は間違いであり、当時を振り返り、私たちの考えは妥当であると確信を持って申し上げます。当時の状況を顧みないことで不満を申し立てることに強い不快感を覚えます。例えば、どなたが担当されても、私たちが今申したような措置をとられたのではないのでしょうか。それ以外の選択肢はないと思います。経過的には、瓦れき処分をする過程では、当然経費として月ごとに集積・加算された数字になるのは必然であり、そこには不透明なという表現がなされておりますが、そのような事実は全くありません。

一方、浦戸の被災地ですが、あの大洋波で塩竈地区が他市町村と比して被害の程度が最悪な状況を免れたのは、浦戸の島々が防波堤の役割を担っていたからであります。島の人々の惨状、窮状は、目を覆うばかりでした。市の要請もあり、一刻も早い復旧体制の強化を望まれました。それら業者の対応に疑問を呈されておりますが、全くの筋違いの論理であります。決してそのような事実はなく、市内大手の業者に適正施工を委託したことは、復旧工事が著しく進展したことに間違いありません。

復旧に関する費用も、金額のみを捉えて、さも過大であるごとき批判は、全く当たっておりません。膨大な金額の配分が不明であるといいますが、仕事の流れから申せば至極妥当な経緯をたどっており、月々の出来高を申告し、厳正な審査基準をもって支払われております。事務局も、会計事務所に金銭の出入り管理を委託し、適正に措置を講じております。

その結果としては、去る6月25日に連絡協議会の全体会議、報告会を開催し、業務件名、支払い業者名、支払金額、支払い月日を明記し、その全てを明らかにし、会員には執行部とし

て説明を申し上げ、内容についてはそれぞれ疑義をお受けいたしました。最終的には出席者の過半数を得て承認を受けました。このことは今私のほうから申し上げるおおよその始まりから終結に至るまでの概要のご説明でございます。いずれにせよ、私のお話の中では、不明な点、あるいは詳細の説明が必要とあれば、私どもの事務局より回答申し上げますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○鎌田副委員長 以上で参考人の陳述を終了いたします。

ただいま陳述されなかった参考人の方をご紹介いたします。

元塩釜市災害復旧連絡協議会事務局株式会社千葉鳶代表取締役千葉勇夫様、元塩釜市災害復旧連絡協議会副会長東華建設株式会社代表取締役津田清司様。（「東華建設の津田清司でございます。よろしく願いいたします」の声あり）失礼をいたしました。

これより午後の部における質疑を行います。

なお、質疑の際には、質疑を行う参考人の方の氏名、資料名称、該当ページなどをお示しの上、ご発言されるようお願いいたします。

いかがでしょうか。午前中質問されなかった委員の方々。ございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 大変ご苦労さまです。午前中に陳述もあり、及び質疑も行いましたので、改めて確認の意味で質問をさせていただきます。

1つは、前段午前中のところで、災害復旧連絡協議会で平成24年8月22日に定例会が開かれて、その中で大竹さんのほうからでしょうか、その際に20人ぐらい集まった定例会の中で、作業について千葉さんのほうから発言で、環境課のほうから実は仕事について指示を受けたという話がされたんだということが言われております。その点について、それが事実なのかどうか改めて確認をさせていただきたいと思っております。

○鎌田副委員長 株式会社千葉鳶代表取締役千葉勇夫様。

○千葉参考人 お答えします。

ただいまご質問あった点についてですが、当日の8月29日ということで、今定例会のこれはあくまでも議事録ではありませんけれども、記録簿ということで今手にしておりますが、そのときの状況をちょっと思い返しますと、そういう発言はしなかったと思っております。それで、どういう発言があったかと申しますと、管理状況がどうだったとかこうだったかというご説明はしていると思っております。以上です。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、前段中澤さん、あるいは港都さんからのご発言の中で間違いがなかったということの関係でいいますと、そういうことはなかったということのようですが、そうしますと、管理というのはどういうふうなことなんでしょうか。ちょっとその辺は私どもわかりませんので、再度確認をさせていただきます。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 ちょっとそのご質問の意味がよく理解できないのでもう少し詳しく教えていただければ、よろしく願います。

○鎌田副委員長 再度、伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど千葉さんのほうから8月29日の中で発言はしていないということと、報告したのは仮置き場等々の管理についてということですが、その「管理」というのはどういうことなのか、お尋ねをしたいと思います。確認をしたいと思います。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 その管理という意味でございますが、中倉の仮置き場について、どういうことが今現段階でなされているかと、どういう管理をしているか、単純に言えば集積なのか、あるいは分別作業をしているのかというようなご説明です。あとまた、越の浦につきましても、同じような状況でございますが、どういう状況がどの業者によってなされているかという説明をさせていただいております。新浜公園についても同様でございます。浦戸諸島についても同様のお話をさせていただいていると思います。という意味での管理ということでのお話でございます。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、管理というのは、それぞれの仮置き場、第一次仮置き場のところで取り扱っているということですが、当時の関係で、じゃ中倉はどこでされていたのか、改めて確認をさせていただきます。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 中倉におきましては、リサイクル会、これは6社で構成している会ではありますが、こちらの会にお願いをして管理をしていただいております。以上です。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 越の浦はどこでしょうか。

○鎌田副委員長 千葉様。

- 千葉参考人 越の浦につきましては、当社であります千葉鳶が管理をしておりました。
- 鎌田副委員長 伊勢委員。
- 伊勢委員 新浜のほうの公園のほうはどちらですか。
- 鎌田副委員長 千葉様。
- 千葉参考人 新浜公園につきましては、晃信建設さんに管理をしていただいております。
- 鎌田副委員長 伊勢委員。
- 伊勢委員 浦戸はどこで管理をされているんですか。
- 鎌田副委員長 千葉様。
- 千葉参考人 浦戸につきましては、浦戸4島ございまして、桂島、野々島につきましては、東華建設さんをお願いをしております。寒風沢、朴島につきましては、東北重機工事さんのほうをお願いをいたしております。以上です。
- 鎌田副委員長 伊勢委員。
- 伊勢委員 そうしますと、今それぞれ管理ということで述べられましたが、先ほど前段定例会の中ではそういう発言はなかったということですが、それでは、なぜこの今お聞きした管理という形態、それぞれ一次仮置き場についてそれぞれの事業者名が明確に述べられましたが、それはこういった事業者が明確に記憶されているというのは、この方々の仕事がそこでずっと行われてきたと、途中の変更はないということですか。
- 鎌田副委員長 千葉様。
- 千葉参考人 さようでございます。ただいま委員からのお話の中、あたかも定例会を開催していないようなご発言があったかというふうに今思っておるんですが、実はその記録簿と言われるもので過去をちょっと振り返りますと、定例会と称されるもの、最後の報告会も含めて都合9回、2年間の間に9回開催しております。役員会については、必要に応じた形でのやりとりがございます。以上です。
- 鎌田副委員長 伊勢委員。
- 伊勢委員 2年間で9回と。そうしますと、その9回、それぞれの中倉、あるいは越の浦、新浜、浦戸、これについては、最初からこの事業者の方々が管理をしたということでしょうか。
- 鎌田副委員長 千葉様。
- 千葉参考人 はい、そうでございます。
- 鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、この塩竈市が委託をし、こういった方々の企業、事業者が選ばれていった過程、なぜそこだったのかお尋ねしたいと思います。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 ちょっと長くなりますけれども、よろしいでしょうか。

まずは、新浜公園の仮置き場についてでございますが、ちょっと業者が決定するまでの過程というものがございまして、そこもあわせてちょっとご紹介をさせていただきたいと思えます。3月15日より本格的に市内幹線道路の動線確保のための作業に当たる。市当局より瓦れき及び被災ごみの集積箇所について指示が出る。市当局より集積のための重機の確保について打診をされる。千葉蔦が被災されていない現場にバックホーのコンマ4号とコンマ8があることがわかり、新浜公園のほうに運搬搬入し、受け入れ体制が整うと。これで3月17日より実質的に新浜公園で千葉蔦とスバル興業による受け入れ作業が始まります。それから、5月中旬まで集積作業が行われ、その後、中倉のほうに移行していくわけですが、新浜公園については、周辺が水産加工団地であるため、衛生管理上、あるいは飛散の防止、防臭のために晃信建設さんのほうに維持管理に当たっていただいております。期間は5月中旬から8月末まで定期的に巡回をしながら一連の維持管理に当たっていただいたという状況です。そういう一連の状況がございましたので、ならば引き続きという思いの中で晃信建設さんのほうに分別作業をお願いをしたいのと、するのが普通一般的な流れなのかなという、これは役員会での判断、あるいは事務局会員での判断の中において、ただ状況が状況でございまして、機械等の手配が本当に手配ができるのか、あるいは人員等の手配ができるのかというところにやっぱり言及せざるを得ない。その中で一連の確認をとりましたところ、たまたま塩釜建設協議会と日立建機による災害協定を結んでございました。これが非常に大きな力となりまして、塩釜建設協議会の会員であれば当然のことながら災害協定に準じた形でぜひ応じていただきたい、あるいは少しでも力になればということでお話を頂戴いたしまして、一連の重機の手配、あるいはそれに伴った形での人員の手配、これが問題ないかということで確認をさせていただきました。その結果、問題がないということで、後日環境課さんのほうにその状況をご報告をさせていただきました。晃信建設さんをご推薦して業務に当たりたい旨の報告をさせていただいて了解をされたと。それで実質的に晃信建設さんのほうに分別作業ということでお願いをさせていただきました。

続いて、中倉につきましてなんですけど、これは5月中旬ころに新浜公園から一連に中倉のほ

うに移行していったと。そのときに、移行するのに千葉鳶とスバル興業さんが暫時の間集積業務ということでさせて、8月の中旬、盆前まではさせていただき、後に中倉においては従来生活ごみ等の収集・運搬・分別作業をしておられる方々がおられますので、その方々からぜひ我々もそういうこの震災の中において一翼を担いたいと、ぜひというお話を頂戴させていただきまして、できればそういう方々がこの業務に当たるということが望ましいんじゃないだろうかということで、これもまた役員会の中で決定しながら、これが7月からどうぞという話だったんですが、ご案内のとおり、その当時は重機を手配するのも人員を確保するのも非常に困難な状況でありましたので、なかなか思うような体制が整うことができなくて、最終的には8月、お盆過ぎに今のリサイクル会という会の方がようやく体制が整って一連の今度収集とあと分別作業ということでお願いをさせていただいております。

続きまして、越の浦につきましては、平成23年5月18日に8社による入札が行われまして、千葉鳶が落札し、市の発注工事により造成工事が県有地のところをお借りした状況の中での造成工事が始まっております。それと、先ほど申し上げさせていただいたように、これを、受け入れ体制を整えるというのは非常に困難な状況でもありましたし、その辺のリースの機械、これは特殊ですし、1台や2台の話じゃありませんから、これが8台も10台もとなると当然のことながら借りられる手配ができる業者というのはおのずと決まってくるわけでございます。そういう中において、そういう一連の経緯があったものですから、当社がそのままやるということのご推薦を頂戴しまして、その後市当局、環境課さんのほうにその旨ご報告をさせていただいて、ご了解いただいて、一連の受け入れ体制が整っていくということでございます。

続きまして、浦戸につきましても同じでございますが、この選定に当たっては、会社の規模とか、歴史、実績等を考慮しまして、まずは市内の3社の業者の方に絞らせていただいております。その3社に絞らせていただいた中で、事務局である千葉鳶が各社を訪問し、各社の意向を確認をさせていただきました。その中において、1社においては、打診するも、「単価が決まらないのに承諾できない」と言われました。また、「業務を履行した結果、赤字になったら誰が責任をとるんだ」と言われ、「条件が整った時点で返事をする」という回答でした。ほかの2社、東華建設さん、東北重機工事さんについては、「条件はどうであっても、地域のため何とか力になりたい」というご返事をいただきましたので、こういう状況だということで環境課さんのほうにご報告をさせていただきました。島1社であるということもな

かなかあいう状況下の中で非常に難しい状況だというふうに我々も執行部側としても判断をしておりまして、できれば1社で2島やれないだろうかという中において、桂島、野々島については、過去のいろんな歴史もありますから、東華建設さんのほうにお願いをさせていただく、あと寒風沢、朴島につきましては、東北重機工事さんのほうにお願いをさせていただきますということで、概要的にはそんなことでお願いをする準備を進め、また先ほど来申し上げておるとおり、重機、機械、あるいは人員の確保、あるいは広範囲にわたっての話ですから、やっぱり安全管理等、十二分に現場を統括できるというのでしょうか、責任者の方が配置できるのかということを考えてながら、あるいはいろんな先ほど言ったレンタル会社との、日立建機との間の災害協定もございまして、この辺も十二分に問題がないということで、この2社の方をご推薦申し上げさせていただきました。以上でございます。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 持ち時間もあと3分ほどですか。それで、選定の過程について、最初からこういう形で行ってきたというのはるる述べられたところでございます。それで、再度確認をさせていただきますが、当時の状況からいって難しかったと、つまり重機そのものをそろえることがその当時の災害の状況からいって困難だったという話ですが、それ以外に市内の災害復旧協議会に加わっている方々、それ以外の業者の方々の選定というのは考えることはしなかったのかどうか、確認をしたいと思います。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 あくまでも我々連絡協議会の会員の方で、それができるかどうかということで判断をさせていただいております。できるという判断の中で一連の業者の方をお願いをする、もしできないという判断になれば、当然当局の方ともご相談しながら、その対応をあるいは考えていく。例えばの話、一連のゼネコンさんと言われるようなところとのいろんなご審議もあったのかなと思いますが、あくまでも塩竈地域におられる業者の方で対応できるということでしたので、以上でございます。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど定例会、年9回ということ、あるいは役員会ということですが、全員集まって、例えばこういう災害時に3.11以降の、そういった例えばこういう一次仮置き場、そのほかの業務について、全員集まったの協議の場は持たれたんでしょうか。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 これは、前段で……、ちょっとごめんなさい、そういう実質的に決定する中において、当然個人情報とかいう意味合いもございまして、全員の中でそれを押し進めるということはちょっと非常に困難な状況でありました。その中においては、**与信**という当然問題がかかわってきますので、以上でございます。

○鎌田副委員長 そのほかございませんか。志子田委員。

○志子田委員 じゃ、私も何点かお聞きします。

協議会の会長さんの和田さんにお尋ねしたいんですけれども、協議会ができるいきさつ、3月12日からの、早速皆さんでこの災害のためにしっかりと動いていただいたということは先ほどの陳述でお伺いしたので、本当にご苦労さまでしたと。50日間、瓦れき片づけ、もう混乱の中でやっていただいたと、そのことはお聞きして本当に感謝申し上げます。

それで、これまでのこの特別委員会の中で、協議会ができるいきさつについて当局のほうにはお尋ねして、こうこうこういう事情で覚書とかつくってやっておりますということで、今までは何回か当局のほうにはお聞きしたんですが、きょう参考人としてお見えなので、和田さんのほうからもその辺、当局の説明じゃなくて協議会側からの説明、成り立ち、次の日から動いていただいたのは確かなんですけれども、ただ覚書としてはたしか5月中旬の大体落ち着いたところに覚書を、3月12日から行動していただいたので、その日にさかのぼってそういう覚書をつくっていただいたということもあったので、その辺の時間のずれもございまして、どうして、5月の落ち着いたところの日付でも覚書のほうはよかったのではないかなと、私の感想ですけれども。そういう混乱の中でしたから、あえて3月12日ということで、そのときから協議会としてスタートしていますという形をとられたと。これまでの特別委員会の中では、そういう、当局からは説明いただいたんですけれども、会長さんのほうの立場からとしても、その辺の最初の成り立ち、市のほうからお願いしたとは思いますが、協議会からのほうの働きかけとしてはどのような形でそういう形になったのか、会長さんからひとつお聞かせ願いたいと思いますけれども、お願いします。

○鎌田副委員長 元塩釜市災害復旧連絡協議会会長和田様、お願いします。

○和田参考人 それでは、委員のご質問にお答えをいたします。

私は、塩竈市災害防止協力会の会長を長いこと務めておりました。それから、塩釜建設協議会は、きょうおいでの副会長でした津田さんが会長としておられました。前段申し上げましたように、非常に対処困難な、非常に状況の不明な中でそういうふうなことが立ち至って、

実質的には12日の日からできる業者さんはぜひお願いしたいという市側の要請に応じて動き始めたわけです。それが12、13、14といく中で、このままの状況の中ではアバウトなことではできませんから、市のほうからの申し入れ、あるいは私どもの事務局との協議の中で、いわゆる指揮命令系統というか、塩竈市からの私ども業者に対するお願い事項については一元化したほうがよろしかろうとこういうことなんです。それで、ご相談の結果、それでは年長者でもあった私が、では会長ということで、津田さん、あるいは別の方に副会長とお願いをして、そういうふうな経過の中で形がつけられていきました。詳細の期日については、何しろ錯綜した時間帯の中でございましたから、その辺の日時の正確なことには事務局のほうからお答えをさせますから、よろしくお願いをいたします。

○鎌田副委員長 では、事務局の方、いかがでしょうか。今、会長さんの発言でありますけれども。じゃ、その前に志子田委員。

○志子田委員 では、事務局の方からも、その辺の、資料のほうは事務局のほうというので。

それでは、今会長さんおっしゃられたんですけれども、会長さんのほうから一元化したほうがいいというふうなことを市のほうにお申し出たと。あるいは市のほうからはこういうものが要請あったということでございますけれども、市のほうから要請というと、全員で要請になるのか、特別係の人、この方からということ、その当時のことをもし覚えていましたら、市のどなたさまから要請があったのか、その辺をお聞かせ願えればと。

○鎌田副委員長 和田様。

○和田参考人 その詳しい事情の中の協議の中については、実は事務局がというかそういうふうな成り立ちの中で、自然の形で事務局的なものができておりましたから、そういった中で、手前どもの現在事務局長をしている千葉のほうからご説明をさせます。

○鎌田副委員長 元塩釜市災害復旧連絡協議会事務局千葉様。

○千葉参考人 ただいまの委員のご質問ですが、3月12日に当時の建設部長の金子様がまずは市内の業者ということで鈴木工務店さんのほうにお邪魔をして、体制を整えて何とかお力を頂戴できないかというお話だというふうに我々お伺いしています。当然我々も自主的にある程度は、当然携帯も連絡つかないという当時の状況でしたので、とりあえず当局の市庁舎のほうに行けば何とかいろんな情報がいただけるんじゃないだろうか、あるいは我々ができることがあるんじゃないだろうかという中で、自然発生的に一部は当局の方にそのようなご要請をいただく、あるいは自主的に集まるという中において、だんだん組織として形成されてい

くと。それが、実際今度具体的に事務処理の件もございまして、その事務処理の件については後日というお話を頂戴しております。その日付がいつだったのかというのはちょっとこの記録簿にもないものでお答えできませんけれども、当初からそのようなことで一連の業務に当たらせていただいていたと思います。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。市のほうからは当時の金子建設部長さんのほうからということで、そして会長さんのほうからも一元したほうがいいということで、早速やっていたと。仕事はそういうことで一元化されたから、本当にその当時の震災、早く片づけていただく、非常に貢献していただいたとっております。それは、最初のこの震災起きてから50日間ほど、やっぱり瓦れき撤去ありましたからね。そのことで、ついでには、本当に皆様大変ご協力いただいたというふうに思います。そして、それ以降のことについては、今度は覚書が出てからしっかりした体制になったので、それに基づいて今度は市のほうから窓口一本化で随契という形で発注するようそういう方向性が決まったと、こういうふうの流れは決まったというふうに今のお答えで私は理解しました。どうもありがとうございます。

あと、もう一点、会長さんせっかくお見えですので、ことしの3月のこの解散というかこの協議会の終わり方については、自然消滅なのか、解散なのかと。それも、今までのこの特別委員会ではちょっと自然消滅なのか、解散なのか、その辺のところの認識がちょっとはっきりしないところがございますので、会長さんとしてはどちらの認識なのか、解散についてはどうのお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○鎌田副委員長 和田様。

○和田参考人 私のほうから、それではご説明をいたします。

実は、この3月の解散時期のことについては、前年の10月ごろから、例えば環境課さんとの打ち合わせの中で、今の仕事の進捗状況の中ではどの辺をめどにしてこの仕事が終わるかというふうな協議が実は出されておりました。家屋解体の件も、当初の1回目の締め切りから延びたりなんだりしながら、さらばこういう終息の段階はいつごろかなというふうなおおよその目星は持っておりました。それで、3月27日、こちらからお伺いしまして、全体的な瓦れき処理、あるいは家屋解体のことについては、非常に進捗状況がよろしい中で、残るは中倉の処分場の残余物件だけであろうとこういうことなんです。

それで、一方的に私どもが申し上げたということではなくて、もともとの防災協定の中に、

いわゆる三者合意の中で、どちらからか申し出があればこういうふうな時期的なものについての協議をなされる、それが例えば継続するか、あるいは終息するかというふうなことの申し出があればというふうな1項があるわけです。そういうところから、今申し上げたように、越の浦の件も、それから離島、浦戸のほうの運び出し等についても、順調に推移しておりますから、残りは中倉ということで、それもご提示を申し上げました、市のほうに。その形としては、いずれ3月31日でそういう終息を見れば、中倉のことについては別途の本課の発注方式をもって対応するというふうなご内諾を得た中で、さらば私どももこのままずると間延びしながらまいるわけにいきませんから、3月31日が一番妥当至当なところであるという判断について市側に申し入れをしてご理解いただいたとこういうふうな経緯でございます。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。申し入れたと。そうすると、解散という形で申し入れて、解散を市のほうに認めていただいたというふうに会長さんはお考えだということでよろしいんでしょうか。あるいは、委員長、当局にも聞けるの。（「もちろんですね」の声あり）その件について、私もこの委員会で前にその件、どちらの日が解散の日なのか、27なのか31なのか、当局としては、自然解散なのか、あるいは解散を正式に認めたのかどちらなのでしょうかということをお尋ねしたことがあるんですが、今の会長さんのお話を聞いて、当局としては解散ということについてどちらのほうにご判断されるかをお聞かせ願いたいんですけども。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、今旧復興連絡協議会の事務局、あるいは会長さんからお話ありました。私のところにも相談にまいりました。ところが、この間こちらの委員会でも私答弁のとおり、まだ業務が残っておりますのでぜひ会のほうは引き継いでほしいというお話は申し上げております。しかし、ちょっと日にち確定しません。3月27日に窓口である建設部のほうに解散の旨の通知を出していかれたということで、担当のほうから報告いただきました。我々、ちょっとその部分についてどう取り扱っていいかという部分もちょっと心配だったもので、顧問弁護士のほうにも相談をいたしました。ならば協議会のほうで継続をしないと総会で諮って、存続する、継続するというのを総会で決めていないならば、この規約上からいくと自動解散の扱いですねというような指導をいただいております。これを受

けて、我々としましては、先ほど申し上げましたように、まだ業務もありますし、他の多くの構成の方々に対する情報提供等につきましても、ぜひぜひ協議会としてしっかりと構成員の方々に報告していただきたいというようなお願いの文書をあわせてさせていただいたところであります。以上であります。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 今、当局のほうからそのように説明ございましたが、和田会長さんはそのような当局の今の説明で協議会の会長さんとしてはご納得なのかどうか、お聞かせください。

○鎌田副委員長 和田様。

○和田参考人 ただいま副市長からお話のとおりですが、まさにそのとおりだと思います。ですから、一方的にそういうふうな形ではなくて、そういう3月27日にお申し入れをして、そういう協議がなされて、ならばそういうふうな形でいがかかなというふうなことで決まったというふうに感じております。ですから、27日は、こちらからそういうふうな申し入れをしたという日付であって、終息の期限は3月31日でもってというふうなお願いをしております。そのことについては、私どもも、事後でございますが、要するに6月25日の全体報告の中でも、以上解散の経緯についても皆さんにもお話を申し上げました。それで、特に疑義がなく、そういったことが大方の全体の中でご了承されたというふうに思っております。なお、念のため、このことについてはご報告ということで、塩竈市長宛てに25年7月1日付の文書をもってして、この経緯と結果についてご報告をさせていただいております。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろいろありがとうございます。きょうは、ほかの参考人の方もご協力に来てられますので、千葉鷹の千葉様に協議会の事務局という立場でその当時の仕事の手配と、何というのでしょうか、専門用語で、いろいろ協議会の中では事務局ですから、税務処理の関係とか、あるいは有価物の搬出するときの管理とかいろいろチェックを事務局としておやりになられたんじゃないかなと思うんですが、その当時のやっていたそういう管理の仕方とか税務の処理の仕方とかありましたら、こういうことしてたんですよということをお聞かせ願えれば助かるんですが、よろしくお願いします。

○鎌田副委員長 協議会事務局千葉様。

○千葉参考人 ただいまの委員にお答えしたいと思います。

その税務関係については、第三者の団体であります阿部会計事務所のほうに内部監査並びに

外部監査をお願いしまして、また月1の巡回監査ということで月1度お見えになって、その中で税務的なこと、会計のこと、これはつぶさにご指導いただきながら適正に会計処理をさせていただいております。この会計につきましては、主とというか晃信建設さんがメインとなられ、会計事務所との一連の事務処理に当たっております。

続きまして、有価物の件ということで今委員からのご質問ですが、有価物につきましては、会員の皆様に当初からファクス等、あるいは定例会の折にその有価物の扱いについてのご説明をさせていただいております。その中において、解体から出た物については、越の浦一次仮置き場に搬入していただくようお願いしております。それで、越の浦ではどのような作業をしているかと申しますと、その日、何月何日、ダンプが何トン車、車番が例えば4158とか、例えばそういう車番でどこの業務指示書に基づいてその仮置き場に運ばれているかということは、全部一台一台チェックしております。そのチェックした内容を取りまとめまして、環境課さんのほうに毎月1回、あとは24年度以降については週1というようなことで取りまとめをさせていただきまして報告をさせていただきました。

あと、今度搬出のほうなんですけど、搬出につきましては、リサイクル会さんのほうに一元的にお願いをさせていただいております。それで、リサイクル会さんのほうからは、青南商事さん一本に受け入れ先を絞っていただいて、後でどうのこうのと問題がないように1カ所に絞らせていただいて、その中で搬出されたものを管理していくということで、それも青南商事さんのほうから、1台ごとに台貫がございますから、台貫に乗って、その重量を計測して、それを報告をいただくと。そして、毎月それを取りまとめしながら環境課さんのほうに報告書として提出をさせていただいております。以上、こういう説明でよろしいでしょうか。以上でございます。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 大変私のような素人でもわかるようなわかりやすい説明でありありがとうございました。その流れがしっかりわかりましたので。それで、有価物の搬出のほうは、事務局方のほうでなくて搬出のほうについてはリサイクル会さんのほうでということはわかりましたので、それでその越の浦の現場なのでついでお聞きしますけれども、市から出たそういう有価物全部越の浦のほうに行って作業を千葉鳶さんのほうでもらっているけれども、搬出についてはリサイクル会さんという手続は、仕事を分担したということでよろしいんですか。ということは、有価物については、青南商事さんのほうとどうか、どちらでもいいんだけれ

ども、売却する値段は15円なんだけれども市に返ってくるのは8円ですよと。手数料が、積み込み賃とか運賃とかかかりますから。その手数料のほうはどちらのほうの担当なのか、その最初に集めてきたほうなのか、あるいは積み出しするほうなのかということ、その辺のところ、残りの7円のことについてどちらのほうが取り分あったのかということ、ここで膨大な金額になるので、それを知りたいなと思って聞いたんです。それで、あくまでもあそこの越の浦の現場には千葉篤さんの作業ということでやられたんだけれども、有価物の搬出についてだけはリサイクルさんということで確認したいんですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 ただいまの委員のご質問にお答えしたいと思います。

越の浦におきましては、積み込みまでは越の浦の一次仮置き場の作業業務という中でとり行っています。その後についてはリサイクル会さんのほうに委任をいたしております。ただ、今委員からのご質問の中で、キロ当たり15円とかというお話は初耳でございまして、どういう単価のもとにどうなっているのかということは、私は存じ上げる立場ではございません。ただ、塩竈市との間でその単価協定はキロ当たり8円ということで記憶しておりますが、その8円で一連の業務をやりとりしているということでございます。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。それ以上のことは、きょうの参考人さんにそれだけ、このくらい、いろいろ説明していただければもう十分でございますので、ありがとうございました。

それと、きょうの参考人さんには、協議会の会員である大竹さんもお見えですから、たしかその越の浦の有価物の件では、有価物の件についての監査という仕事を位置されていたんじゃないかなというふうに、そうでなければちょっと私の勘違いかもしれませんが、その件について大竹さんでわかっていることがございましたら、現場の説明で、お聞かせ願えればと思いますけれども、よろしく願います。

○鎌田副委員長 港都設備株式会社大竹様。

○大竹参考人 お答えします。私監査したのは、解体に関する1%の監査でございます。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。わかりました。そこの有価物ということではなく

て解体のほうですか。はい、わかりました。ありがとうございます。

それと、きょう午前中から前課長の村上課長さんにもきょうは特別に——特別というと変ですけれども、きのうも来ていただきましたけれども、きょうは特別委員会のほうで出席していただいていますので、契約関係のことで午前中に私も前の部長さんにも聞こうかなと思ったら、任期が村上課長さんも前部長さんも23年の6月からだったんですよね。ですから、大体このもう覚書ができて協議会窓口一本というこの流れの中で、それから課長さんになられた、部長さんになられた方がきょう午前中に参考人ということで来ていただいたので、それまでの間の3月12日から5月ころまでのことをお聞きしようかなと思ったんですけれども、村上課長さんじゃないので、これを聞いてもどうかなとは思うんですけれども、仕事の流れとしては、課長さん最初環境課のほうに行かれて、この覚書以外にどういう法律的な根拠で、県からの指導だとかいろいろあったと思うんですけれども、どういう流れでやられたのか、その辺のところ何か法的な根拠わかりましたら教えていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 前環境課長村上様。

○村上参考人 まことに申しわけございません。質問の意味がいまいち私ちょっと理解できないんですけれども、私なりに今の意図を理解した中でお話ししますと、我々の例えば瓦れきの処理とか家屋解体に基づく法的根拠は何なのかというお問い合わせであれば、これはもう環境省から毎日のように指導通達が参りますので、それに基づいてやっておったということでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。それを聞きたかった。どうもありがとうございます。いろいろ指導通達来ていたと思うんです。それで、前の委員会的时候にそういう法的根拠は何ですかと、これ決められたのはと言われたときは、地方自治法の167条の2の第1項のこの例外規定でやられていたという当局からの説明でございましたが、今でも当局側としてはそういうものを根拠にして仕事をやられたのか、覚書だけがそうなのかと、その点だけ1点、もう一度当局に確認したいと思いますが、よろしくお願いします。

○鎌田副委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 前回の委員会でもご答弁申し上げましたように、今回は安定した市民生活を確保するということが最優先事項でございましたことから、地方自治法第167の2の第1項第5号、緊急の必要により競争入札に付することができないときの規定に基づきまして、協

議会と随意契約によりまして協定書という形で業務を締結しているという状況でございます。

よろしく願いいたします。（「時間になりましたので、終わります」の声あり）

○鎌田副委員長 その他ご発言。高橋委員。

○高橋委員 高橋ですが、この間、この調査特別委員会で当局にはいろいろお尋ねしてきたわけですけれども、実際に現場で本当に大変な作業に当たられたきょうお越しの参考人の皆様方からご意見をいただくのは初めてですので、これまでの質問の繰り返しになる部分もございませけれども、ぜひご協力をよろしくお願ひしたいとまず最初に申し上げたいと思います。

それで、最初に和田参考人にお伺ひしたいと思います。

平成25年6月10日開催の調査特別委員会の資料、ナンバーの振っていない資料なんですけれども、これの2ページの下に災害復旧連絡協議会設置について連絡組織図というのが載っております。この連絡組織図の中では、会長、副会長が横並びで書いてありまして、災害復旧箇所打ち合わせ報告を行うと、それから会長、事務局、会員、作業班の間で班編成、作業指示、巡回、班長報告を行うと、このような組織連絡図になっているわけです。それで、ほかの自治体の例を出して恐縮なんですけれども、私ども東松島市の同じような分野に当たられているところを視察しに行きまして勉強してきたんですが、東松島では、基幹の8社、そのほかに三十数社あるんですが、8社が週1回ずつ協議して、いわゆるどこはどこに任せると、解体とか撤去とかいうのを毎週1回やって、当初は毎日だったそうですけれども、毎週1回やって、しかもそれをすぐ市に報告すると。これはここにやるようになりましてとそういうようなやり方をやっていたということなんですけれども、この塩竈の災害復旧連絡協議会においては、この連絡組織体制の中で実際の作業の振り分けは、どのようにこの会長、副会長、事務局の間で行われていたのか教えていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 元連絡協議会会長和田様。

○和田参考人 今委員ご質問のことについてお答えをいたします。

事務局サイドについては、毎日のように会議を持っておりました。それで、その中では当然仕事の割り振り等についても慎重に綿密な計画の中で仕事をされておりました。でも、その割り振りの席の中には、私は会長という立場にはありましたが、詳細の割り振りの会議には出席はいたしておりません。ということは、私自身も自社の仕事が非常にふくそうしておりまして、一人四役ぐらいのところまで日々仕事をしておりましたので、なかなかそういうふうな場面に入れないうところもありましたが、いずれにせよそういうことについては、

都度の中では事務局のほうからご報告を受けながら都度追認という形で仕事をさせていただいたとこういうことでございます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 では、和田参考人が直接にはその打ち合わせには忙しくて参加されていなかったということですので事務局の千葉参考人にお伺いしたいと思いますけれども、先ほど申し上げました東松島の場合は、そういうやり方で業者の中に優しい言い方をしますと不公平感が起きないようにということで、機材、どこがどう持っている、それから地域性の問題、それは今の和田参考人の意見で綿密な計画を報告ちゃんと事務局から受けていたというお話ございましたけれども、そういう不公平感が残らないような仕事の振り分けというのは、どういふふうにも実際の事務局のところでは行われていたのか教えていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 元連絡協議会事務局千葉様。

○千葉参考人 委員のご質問にお答えしたいと思います。

その東松島市ではどのようなことでされていたかはそれは存じ上げておりませんが、当地区におきましては、まずは分配をする、あるいはその仕事を割り振ることがメインの作業じゃありません、正直言って。我々は被災された方々の状況、大変な状況でございます。その状況を一刻も早く、我々一市民としてやれることをやろうということが大前提でございます。委員も当然あのときにこの地域におられたわけですから、その状況というのは我々と同じだと思います。とにかく一刻も早く被災された市民の皆さんのために何かできるか、何をやるかというところの発想から、とにかくスピード、迅速にこの状況を打開していくということが我々に課せられた課題でもありましたし、その課題に対して真摯に向き合ったということが我々のその当時の実情でございました。その中において具体的にどのように展開していくかということを我々なりに考えると、当然のことながら人海だけでは何ともならない、当然ここには機械の手配が必要だ、被災されている地域が塩竈だけではございません。そういう中において、市場原理が当然のことながら働くわけです。どういう市場原理かと申しますと、他地域においては大手ゼネコンと言われるところが機械の保有にかかわっている。そうすると、当然のことながら、この塩竈において機械が果たして手配できるかというところは、我々の一番の課題でした。それが先ほど冒頭私のほうから申し上げておりますとおり、たまたまこの地域のために災害が起きたらどうするんだという前提がございまして、何とか我々非常に厳しい状況下の中、何も手配もできない、機械も持てないという状況がず

つと続いておりました。それを何とかカバーできるように我々なりに知恵を絞ったその結果が日立建機との間の災害協定でございました。これがたまたま3月11日、未曾有の大震災になろうとは我々も当然のことながら予想していることではございません。ただただこの地域に何とかそういう折に何とか力になれるように我々なりに創意工夫をした、あるいは知恵を出したという結果が、たまたま大手ゼネコンと例えばの話機械の奪い合いになったときに、その災害協定を持ち出して何とかその災害協定に頼りながらこの地域に機械を持ってきて一連の作業に当たると。ただ、先ほど申しあげましたとおり、当然相手あつてのことですから、当然機械を貸せる方もいるし、貸せない業者もいると。これは現実問題です。ですから、我々執行部はそういう情報を適時に入手しながら、やれる方にやっていただいたというところでございます。以上です。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 本当に機材も少ない中で奮闘された様子を今お話しいただきまして理解できましたが、伺いたかったのは実際の仕事をどういうふうに事務局のところで割り振ったのかということ伺いたかったわけで、その前段を詳しく伺いたかったわけではないものですから、同じ資料の19ページに、これは災害復旧連絡会有志の佐藤 昭市長宛ての上申書がありまして、その後22、23ページに佐藤 昭市長から有志に対する答弁がありまして、要するに何が問題かということ市長がこの返答の中で述べているのは、要するに「ルールの不存在が今後もこのような疑念を生じさせることと考えています」と。要するに、ルールがなかったんだと、この仕事を割り振るに当たって。こういう指摘を市長が有志への答弁の中でちゃんと明文として述べているわけです。これについては、どのように考えていらっしゃるのか、千葉参考人にお伺いしたいと思います。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 ただいまの委員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど来申し上げてますとおり、ルールということは、今の段になってルールという言葉になるんでしょうけれども、当時はやれる方にやっていただくということが大前提ですから、今になってみればあのときルールこうだったよねという話もあろうかと思えます。でも、我々は必死でとにかく現状を打開するためにやれる方にやっていただいたということでございます。以上です。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 よくわかりました。ルールの明文化がされていないというのは、私の明文じゃなくて市長の明文ですので、念のため申し添えておきたいというふうに思います。

次に、ことしの7月12日に出されました東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料の（その4）についてお伺いしたいと思います。

416ページ、最後のページの前のページ、裏から2枚目、416ページにあります。ここに議事録ですね、この災害調査特別委員会の議事録が残っているわけですが、ここで宮本産業さんが、「先週の土曜日、ある市議会議員を仲介されて中沢組に協議会の千葉篤さんのほうから1対1で会いたいとありました。中沢の社長から話はどうだったのですかと聞きました。いろいろな話が出てきて最後は」という云々という話があって、その次の次の次で中澤さんが、「この件は先週の金曜日、西村先生が来て、和田さんから依頼されて来たんだ。何とか解決したい。お話ししてもらえないかとのことで千葉篤さんとお話ししました」と、こういうふうに話し合いの場を設けてほしいということを西村議員が仲立ちをしたという形になったわけですが、和田参考人にお伺いします。西村議員にこういう依頼をしたのは事実かどうかお伺いします。

○鎌田副委員長 元連絡協議会会長和田様。

○和田参考人 そのとおりでございます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 もう一度和田参考人にお伺いいたしますが、当時災害調査特別委員会が開かれておりまして、全議員が災害調査特別委員でした。西村議員ももちろん災害調査特別委員です。その災害調査特別委員がこういう仲立ちのために2つの業者といいますかグループといいますかこういうところの仲立ちをするための依頼をするということは、不正常ではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○鎌田副委員長 元連絡協議会会長和田様。

○和田参考人 なかなかお答えしづらいというかそういう問題だと思います。例えば世の中の例のことでお話しをいたしますと、こういうふうに当事者同士がある種の出口を見出そうとすることについて、向き合って対処するというのはごく自然なことだと思っております。ですから、そこには例えば自分たちの主張のみを取り入れてもらうとかそういったことでお話をすることではなくて、できれば先ほどもしたように出口があればというふうな考え方もありました。ですから、言ってみればこの辺は、例えば千葉さんと中澤さんの間でそういう話が

できたということについては、私の気持ちの中からすれば、それはできたできないのことに
かかわらず、そのことについてはそうそう対外的にお話しされるようなことではないんだろ
うとこう思っています。これは、ある意味国家間のことにおいても、例えば国を訪問してど
うだこうだということもありますけれども、それはある意味ではいわゆる公式のものでもな
い中で、それはご本人たちのお気持ちの中にしまっただけで結論というものが2人で共有されたほ
うがいいだろうと。こういうことが公にされるということについては、何となく私としては、
ある意味では釈然としないというかそういう考え方もあります。この間、余計なことですが、
北朝鮮に飯島さんが行かれた件についても、それはある意味では極秘のうちに行かれたんで
しょうが、着いた途端にメディアがたくさんいて彼は驚いたというふうな話がありますが、
そういうふうなことは、ちょっと余計なこと言いましたけれども、いずれにしてもそういう
ことはお互いの胸の内に結論というものは求めておかれたほうがよろしいのかなというふう
な、これは私個人の見解でございます。以上です。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 時間がなくなってしまいました。聞きづらくなってしまったわけですがけれども、公
の資料として渡された資料の中の議事録について質問しているのだということをご理解いた
だきたい。午前中の中澤参考人のこの問題についてのお答えの中で、千葉篤さんが、遠慮し
ないで私質問します、申しわけございません、千葉篤さんが何とおっしゃったかという
と、落としどころを探したいんだということで、中澤さんのところに2人で、この西村さんが回
った翌日2人でお話したということですが、この「落としどころ」というのは何なのか千
葉参考人にお答えいただきたいと思います。

○鎌田副委員長 元連絡協議会事務局千葉様。

○千葉参考人 お答えしたいと思います。

その「落としどころ」と端的にその言葉だけを抽出していただくと大変誤解が生ずるのかな
というふうに今聞いておりました。当時のことをちょっとお話しさせていただきますと、い
ずれにしても、この地域において同じ業者がいがみ合うというところとちょっと語弊があるかもし
れませんが、一枚岩となれない状況下の中で、もし災害が起きた場合、どうするんだ
ろうということで、以前に西村先生のほうからそういうことでご心配していると。ならば、
この地域において、もし万が一また災害が起きた場合に、みんなでこの地域を守っていこう
よというお話を西村先生のほうから頂戴しておりました。そういう観点から、この地域に、

全くおっしゃるとおりだというふうに私も思いましたし、そういう観点から中沢組さんの社長と、もしお互いにいろんなことで事態収束といたらいいんでしょうか、その一枚岩と次のいろんな状況下に対応するためにそういうことは何とか図れないだろうかという意味合いにおいての落としどころで使わせていただいたかと思います。あくまでも、これ先ほど会長が申し上げましたとおり、我々はあくまでも一連のそういうことに対して何とかしなくちゃいけないという思いだけでございますので、個人的な立場でその辺は中沢組さんとお話をさせていただいたということでございます。以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○鎌田副委員長 その他ご発言はございませんか。田中委員。

○田中委員 じゃ、私のほうから参考人の方にお伺いします。

田中といいます。よろしく申し上げます。

この7月12日の（その4）ですか、資料、この総会資料の中で405ページです。ここに監査報告書というのがあります。災害協議会ですか。監査人が鈴木さん、あるいは岩金さんと判こ押されている書類なんですけれども、この附帯事項として、「平成23、24年度の解体業務に伴う有価物の処理について、一部業者の不適切な処理が認められました」と書いてあります。「この件を審議いただくことを提言し、その結果により、市当局及び議会へ報告し、業務完了としてください」という話なんですけれども、この中身をちょっとお伺いしたいんですけれども、お答えをお願いします。事務局の方がなさるんですか。よろしく申し上げます。

○鎌田副委員長 いかがでしょうか。資料は、この（その4）405ページになります。元連絡協議会事務局千葉様。

○千葉参考人 ただいまの委員のご質問にお答えしたいと思います。

一部ということで、越の浦の中において、受け入れの中において一部の業者の方が搬入記録がないという部分がありました。その件について、我々会計だけじゃなくて業務も含めた形での監査を頂戴しているところがございます。その監査委員に一応いろんなことで業務上の何か問題がないかというお話を頂戴する中で、実はこういうまだ若干業務として処理しなくちゃいけない部分があるんだと。ただ、その方々に一連の業務上での何か問題があるのであれば、あるいはこの時点での訂正をお願いしたいのでこういう実情に、現状になっているけれども、その件について問い合わせをしましたところ、そういう事実関係はないということでのご返事でした、一方では。そういったことですから、我々の記録、我々の管理からす

れば、そういうちょっと問題点があったので、この辺は我々のもう範疇には、当然のことながらこれ以上はいろいろ処理の過程の中においてできないという判断がありまして、それを市当局のほうに、担当課窓口という形になりますが、そちらのほうにご報告をさせていただいております。それが、我々が最後に残った1つの問題ということでの監査報告でございます。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 監査報告という業務の重い書類の中に市あるいは議会に報告するような話を書いております。中身がその程度であると大変我々議員としても困るわけなんですよ。これがなければそういう話にもならないはずですし、きょう私今から質問するもの、全て協議会の資料から発言させていただきます。この総会の中で、あなた方が行われてきたことが市当局、あるいは議会、市民に見せるという形で出されたいと承知しております。それを胸に置いてお答えをいただきたいのであります。事実関係がないということであれば、そのようにあと市当局に私のほうが尋ねます。以上でわかりました。

次、416ページ、（「同じ資料ですか」の声あり）同じ資料です。同じ資料しかしませんが、この上段の4行目ぐらいの話です。「入ってくるお金と、私らもらったお金と違う部分がある。私ら浦戸もやりました。どこから金 came か、協議会の名前で入ってきています。それも、中倉の名前で。見えない部分がいっぱいあるね」という資料があります。これは、我々市当局を監査する立場の議員にとっては、許されない文章です。そのために、私は、あなた方が提出された契約の入金・出金日を全部伝票を起こしました。普通の振替伝票3冊ぐらいです。それで何をしたかといいますと、こういう台帳をつくりました。要するに時系列を見たわけです。それともう一つ、何をみたかといいますと、協議会は市役所と単価契約とされたと申しております。そして、協議会は、利益を取らないような決算書を議会に提出しております。とすれば、入金と出金と同額の件数がいかほど存在するかということが大事なことになります。ところが、これをつくりまして、浦戸を見せていただきました。入金・出金同額1件もありません。どういうことなのかと思っております。私がつくった資料ですから、間違いもあります。ただし、公文書でつくられたあなた方の資料の中で、私が非常に不思議に思うことがあります。それは、この伝票をもとに普通預金台帳をつくりました。赤字残高になるんです。どこからお金があつて払うんだらうかと。私がこの会を聞いたときに、金融機関からお金が借りられる法的登記がされていないと聞いております。今、金融安定化

法、あるいはマネーロンダリング法で法人登記がされていないところの融資が難しいと聞いておるんです。その中でこの会は赤字をしてお金を払っております。どういうことでお金が赤字で払えるのか、それともそういう事実は一切ないのか、お伺いしたいんですけども。

○鎌田副委員長 元連絡協議会事務局千葉様。

○千葉参考人 ただいまの委員のご質問にお答えしたいと思います。

その赤字決算、単純に言えば資金繰りがショートした形での計上だということでのご質問かと思いますが、単純に言えば浦戸だけの決算を見れば、確かにまさしく委員のおっしゃっていることだというふうに思います。ただ、連絡協議会として、ほかに仮置き場、越の浦とかあるいはほかの仮置き場もございます。これを一体にした形でできるだけ支障のないように、例えば越の浦の支払いをストップして支障のないようにいろんなところに、まずはいろいろ活躍いただいている、お力を頂戴しているところを優先に、その辺で支払いを優先させております。その結果、浦戸で見れば、今申し上げたとおり、資金繰りにショートした状況ではございますが、実質はそういう形での資金のやりとりをしていたということでございます。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 私が浦戸も最初に申し上げましたけれども、全ての勘定を合わせてつくりました。だから、浦戸だけではないんです。全て合算なんです。ここにある116件だけ入金されています、市役所から2年間の間に。その割り振りの時系列なのです。それで、私の計算では最大時4,700万円ぐらいのマイナスが発生しているんです。これが各地区でなったというのであれば今の話でよろしいんですけども、そうではないんです。どういう形で管理なされていたのかお伺いしたいと思ってこのようなものをつくったわけです。それで、なぜこういうようなことがびっくりしたかといいますと、ただ管理される団体が自分たちの入ってくるお金よりも多く支払うということの事実は重い経過じゃないかと思っております。

それから、それが一度や二度であれば間違いかなと、あるいは思いやりで立てかえたんだろうと思いますけれども、一度や二度ではございません。だから、この決算書を、こういう言葉を書かれたら、やはり誰かはこれを調べます。時系列という言葉が物すごく大切だと私思いますから、あと自分たちでそういう書類をつくってみたいと思います。私のが多分印刷ミスであったり間違いもあるかもしれませんが、そういうことをお願いしてこの質問を終わります。

次に、協議会と市当局の瓦れきの委託業務は単価契約でやっていたとお聞きしております。入金と出金は協議会が利益がないという決算書の報告であるので同じではないかと思うんですけれども、それが余りないということはどういうことなのかちょっとお伺いしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○鎌田副委員長 元連絡協議会事務局千葉様。

○千葉参考人 済みません、もう一度ちょっとご質問をわかりやすくいただけないでしょうか。大変恐縮です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 何と言ったらいいんですかね。仕事を単価契約で結んだ、機械何ぼだ、人何ぼだ、管理業務何ぼだ、油何ぼだ、私わかりません、土建屋さんでないの。ただ、この仕事の業務をした業者が存在すると。それを協議会が役所に請求書を出すという形なんです。業務完了か何かわかりませんが。そうすれば、その仕事をした人が存在するのであれば、協議会が手数料を取らないのであれば、市役所から協議会の口座に入金した金額がそのまま払われていくのではないかと私考えたんです。これが3件でやれば3件の金額が同じような金額で、要するに仮に1,000万円入りましたと、でもその日のうちに払う、同じ日に1,000万円が消えていけばわかるわけです。3人の業者がいて1,000万円あれば納得するわけです。そういう事例が余り見つからないものですから、それでこの帳簿をつくって確認したところ、私の資料では116件のうち30数%が同じような、入出金同じでした。でもそれ以外のものもかなりあるものですから、どういう形なのか、そういうことをお聞きして質問することが大事だなと思っております。これはどうしてかといいますと、どうしてこういうことが考えられるかということ、これが随意契約で委託業務だからなんです。協議会までのお金が市役所の管理すべきお金なんです。そこから出た先はわからないんです、私どもは。委託ということは、市役所が信頼して仕事を任せて、市役所のかわりの業務をなさった方々なんです。そこから先の支払いはやはりどのようになっているかということを見ないとわからないだろうと。そういう気持ちから調べております。1つだけ申しますけれども、業務の割り振りで聞いているわけではないんです。市役所が膨大な仕事量をこなし、そのこなした中で適正に業務を遂行し、資金を適正に処理してきたのかと。だから、この特別委員会で浦戸の件で4カ月間一気に払ったことを私は質問しました、きつく。1億円以上のお金を4カ月間業者が請求書を出さないでやるのかということも質問しました。業者がお金を、年の暮れに、あるいは年度

末に必要なんだというのは誰もわかるわけなんです。そういうお金の処理の仕方でおかしいだろうということも質問させていただきました。だから聞いているんです。1つの仕組みの中でどのような仕組みを構築なさったかを私はわかりません。ただ一つ、この書類から見えることは、そういう言われているように見えないという事実だけなんです。それだけは知っておきたいものですから、よろしくをお願いします。

○鎌田副委員長 元連絡協議会事務局千葉様。

○千葉参考人 委員の質問にお答えしたいと思います。

今委員のご質問で、我々が単純に言えば1カ所のところから1カ所のところに、1つの業務に対して1つの会社にお金が支払われるということであればいいんですが、そのメインとなる仮置き場につきましては、1社がメインとなっておりますが、なかなか1社では対応できない部分もありました。そのために、1社じゃなくてそこに2社、3社、4社という形のかかわり、業務のかかわりがございます。我々はその4社の分を当然のことながら請求書としてトータルで上げていくわけです。それが市のほうから当然業務監査も受ける形で、それが単純に言えば履行確認をしていただいてしっかりとした業務がなされているということで後日ご入金をいただくと。連絡協議会とすれば、それを実際やった業務の会社に対してそれをお分けすると。必要に応じてお分けすると。かかったものはかかったもので当然のことながらお支払いするというのでございますので、あくまでもあとは委員がおっしゃるように1社から、その1つの業務から1社にお金を支払われる経緯もあるとそういうことが、端的に業務そのものが単純ではなかったという一面もございまして、そういう管理というのでしょうか、そういうせざるを得ないという一面があったということでご理解をしていただきたいと思います。

また、あと支払いが若干滞ったというところとちょっと語弊がありますけれども、若干いろんな業務の関係で改めてこれは途中においていろんな変化が——変化というのでしょうか、要因がありまして、どうしても最終的に決めることができなかった一面もあると。それが最終的に結論が出るまでの間若干ちょっと期間を要したということで、その辺は我々も理解しておるところでございます。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 1つ思うことは、何社がいろいろ、仮にここに100万円という形で売り上げがあったとします。10万円、5万円、何ぼあるかもしれません。でも同じ業者、かかわった業者に、

もし元請の人であれば、その日にみんなに払うんでないかと私は思っていたわけです。そうしたら、そこの何社かでその日の構成で、100万円がその1週間前に入っただろうが、1カ月前に入っただろうが、100万円出ていくわけじゃないですか。そういう仕組みでないかと私は感じているわけです。ところが、そうではありません。確かに今私は赤字の残高もあったと申しあげましたけれども、大きく残高があるときもあります。ずっとそういうことで続いているんです。だから自分たちでつくってみてください、台帳なので。自分たちが2年間やった、汗水垂らした仕事の、先ほど和田会長さんが言われた日常業務の中でどれほど心労を尽くしてしたかと述べられたならば……（「田中委員、ボリュームを下げていただきたいと思います。皆さん、十二分に聞こえておりますので」の声あり）心あれならば、決算という数字が第一なんだと思います。その決算に対して自分たちが管理していなければ、何を管理なさってきたのかということを引きよう問いたいのでもあります。いろんな問題があったと思います。大変なことをなさってこれほどきれいにされたんだと思います。だったらば、経理の面もきれいにしていただきたいんです。税理士がしたからいいという問題ではないと思います。これだけの仕事をやられて、これだけの仕事を請け負った責任者であるならば、そういう仕事があるんじゃないかと感じるから、一言ご返事いただきたいんですけれども。

○鎌田副委員長 いかがでしょうか。委員に申し上げます。参考人に対する質疑に際しては、礼を失することのないよう発言をお願いしたいと思います。

○田中委員 和田会長さんによろしくお願ひいたします。

○鎌田副委員長 元連絡協議会会長和田様。

○和田参考人 今ご指摘いただきましたが、先ほどもちょっと申しあげましたが、何分に詳細な場面にタッチをしていないということの中で、私どもはこの決算書をつくる上に当たっては、税理士の先生の厳密なチェックを受けておりました。数字的には、表的には、例えばこの出し入れのことを書いてありますが、私が見たところでは税理士、会計事務所さんは貸借対照表もおつくりになっているんです。そういうふうな月々の流れの中から、今委員ご指摘のことについて、ここで今端的に申し上げることはできないものですから、私どもは、いずれにしてもここの出し入れの実績と、要するに会計士法上の貸借対照表というものがあって、その間の資産のプラスマイナス等々も出ておまして、最終的に検分いたしましたところ数字が合致しているということの中で私どもはご承認して、それで書類としてご提出を申し上げておりました。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。貸借対照表上が合っている。確かに現金はトータルで全て合っております。それは間違いありません。ただし、時系列の中に多少の出入りがあったということです。それを私はお伝えしたかったんです。そういうことで、終わります。

○鎌田副委員長 その他ご発言はございませんか。小野委員。

○小野（絹）委員 午前中に引き続きまして、午後からもご出席いただきました参考人の皆さんには、大変ありがとうございます。私のほうからは、この膨大な55億を超えるような事業費が塩釜市災害復旧協議会さんのほうに委託契約をされたということで、塩釜市のほうから、それでこの2年にわたっていろいろとお仕事していただいたということは本当に感謝しておりますわけですが、ただそういう中で、いろいろ先ほどの中で、私ちょっとお聞きしたかったのは、塩釜市災害復旧協議会の事務所がどこにあって、その事務所の体制とといいますか、さっきのお金の出し入れも含めて、それから発注をして、それが受けたものを今度さらに分配していく、あるいは入札するというのもありましたね。その塩釜市の災害復旧協議会の中での、そういったことについて、どこでどういう体制で、日常的な仕事をやっているわけですから、特別な体制をとられたのかどうか、その辺ちょっとお聞きしておきたいと思います。千葉篤さんのほうにお願いします。

○鎌田副委員長 元連絡協議会事務局千葉様。

○千葉参考人 ただいまの委員のご質問にお答えしたいと思います。

当初におきましては、千葉篤、当然事務所も確保できないという状況でございましたので、当社の事務所において一連の事務処理と申しますかそういうことを行っておりました。後日、今度越の浦の現場事務所と言われるところの1室をお借りして、その中でファクスで連絡であったり、一連の業務がなされている。あるいは、またその越の浦だけじゃなくて、また再度当社の事務所において一連の協議がなされると。そのときそのときに応じて会議場所を変えたり、あるいは委員のご質問にあるように、メインとなるところはあくまでも越の浦の現場事務所が一つの場所となっております。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。それで人の体制なんですけれども、どう考えてみても、普通に仕事するときはそれぞれ会社関係、それぞれ事務所の割り振りして入ると思うんですけれども、そういう意味で塩釜市災害連絡協議会としてその仕事をやっていく上で、何

人の体制で日常的にそういう体制がつくられていっているのか、といいますのは、一体そういう経費はどこから出てくるのかなというようなこともありましたので、その辺を最初お聞きしておきたいと思います。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 お答えしたいと思います。

体制とすれば、常時2名という体制の中で対応をしております。それと同時に、その業務によりまして、あるいは個別の責任者と申しますか、例えば鈴木工務店さんにその部分はお願います、あるいは晃信建設さんにお願います、あるいは当社でもってやるという、まあ2人体制のほかにそういう体制でもってやりとりをしていたのが現状でございます。

それと、その費用についてということですが、家屋解体の1%ということで、これは概算ですけれども、1%の協力金をお願いをして、そこから人件費並びにいろんな経費について捻出しております。後日、その1%で充当して余ったものについては、会員の皆さんに分相応にお返しすると。実質的には、会員の皆さんからは0.4%のご負担をお願いしたということの中の一連の経費の捻出でございます。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。そういう点では1%、解体費用の中の1%の協力費で、実質的には0.4%になったというお話だったと思います。

それで、さっき体制的にはお話いただきましたけれども、直接そういう意味では、この塩竈市とそれから連絡協議会を代表して委託を受けるという責任者は会長さんは会長さんとしているけれども、実際に仕事そのものを割り振りしたりなんなりというのは、どなたがやっていたんでしょうか。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 お答えさせていただきます。

先ほど来申し上げますとおり、解体業務につきましては、鈴木工務店の鈴木専務が中心となり、事務局がそこに補佐をしていくと。あと、会計については、晃信建設さんが主となって業務をされると。あと、一次仮置き場については、中心的に千葉蔭がそこに中心となって、問題点があるかとか、あるいはどうなんだと、これからどうなんだろうとか、何が不足しているとか、そんなことを市当局との間で綿密に打ち合わせをさせていただきながら業務を進めたということでございます。

なお、その件につきましては、会長に事前であれ、事後であれ、ご承諾をいただいてから一連の作業に当たっているということでございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。具体的に、さっき一次仮置き場のかかわりのところで、メインになってやるところがどこかということを含めて、どういうふうな選び方をしているかということが若干あったかと思えますけれども、例えば中倉のところの一次仮置き場で見ますと、5億2,500万円ぐらいの経費がかかっているわけですがけれども、塩竈災害復興リサイクル会で6社が入っているということですがけれども、そこで請け負っているのは約4億ですね。3億9,300万。最初リサイクルさんが入る前に千葉篤さんがやっていたというのがあって、1億100万ぐらい。そのほか同じリサイクルに入っていないながら個々に同じような中の人たちがさらに仕事を請け負っているというのは、どういう中身なんでしょうか。どういう分配の仕方ですらなっているのかという。要するに、塩竈災害復興リサイクルさんが越の浦の中倉の場合、千葉篤さんの後というのかそれはちょっとわからないですがけれども、後も千葉篤さんがやらなくてないのがあったんだろうとは思いますがけれども、そういう意味で困るところも含めてさらに分割しているというのはどういうことなのでしょう。意味がわかりませんか。

じゃ、ちょっと変えます。要するに、塩竈リサイクル会で3億9,300万の請負をしました。それから、この会に入っている塩釜清掃センターさんが2,600万、そしてクリーンセンターさんがわずかですがけれども102万とか、豊島さんが341万とか、それからこの中に入っていない、リサイクルに入っていない中野工作所さんが、これはわずかです、12万6,000とかそういう形でなっているんですけれども、置き場のかかわりをいろいろ見ていく上でも、なぜこういうふうになるのか。先ほど1社だけではできないのでその分配するところが出てくるんだというお話はありましたけれども、それについてわかりましたらお知らせいただければと思います。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 答えさせていただきます。

今、委員のご質問なんですけど、例えば塩釜清掃センターさんにつきましては、従前の管理業務ということで、震災前から一連で行っているという状況がございました。これは、一連のその分別、あるいは一次仮置き場の管理業務の中で取り扱うものじゃないだろうということ、リサイクル会さんのほうにはお願いをしないで、逆に従来の1つの業務の延長線上で考

えて塩釜清掃センターさんのほうにお願いをしていると。1つ例を申し上げるとそういうことでございますので、その辺でご理解をしていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。そこで例えば1本でリサイクル会ということで来るわけですが、会計処理の関係です。仕事はリサイクル会としていろいろ入ってきて、そこで3億9,000万円ぐらいの仕事をするわけですが、具体的に会計処理は今度そのリサイクル会に入っている会社のほうにそれぞれ行くのかどうか、その辺のところを含めてお願いします。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 お答えさせていただきます。

ただいま委員からのご質問でございますが、当然のことながら1つの業務を取りまとめして中倉の一連の業務として市当局のほうにご請求を出させていただいております。当然のことながら、その請求が正しいかということは、業務報告を出させていただいて、履行確認をしていただいて、正しく業務がなされているという結果において間違いがないという中で協議会の口座のほうに振り込まれます。協議会の口座に振り込まれたものにつきましては、リサイクル会というその会全体でとり行っている部分につきましては、その金額でリサイクル会さんのほうにお支払いをさせていただく、リサイクル会さんの中には、各分担分担でしていることですので、リサイクル会の中において会計処理がなされているということで我々報告いただいております。以上でございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 浦戸のほうも見せていただきましたけれども、そういう意味ではかなり東華建設さんと東北重機さんが中心になっているといいながら、実際には13億の仕事を2つの会社で8億ぐらいです。そのほかはそれぞれに分担されて、それこそどういう、そのところは東華建設、東北重機さんがさらに分配してやっているのか、それとも塩釜市復旧連絡協議会が中心になってそこまで全部やっちゃうのか、その辺をお聞きしておきたい。やったのかどうかという。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 お答えさせていただきます。

ただいま浦戸の件でございますが、メインとして東華建設さん、東北重機さんが業務として

やられておられると。一部において、どうしてもタイムリーに迅速に業務を展開しなくちゃいけないという状況がございました。その件について、人員の確保とかいろんなことでほかの業者の方がそこに入ってサポートをさせていただいております。その結果、一部においてはメインとしてやられている2社の方がおられる。あとは補足しながら、我々が補完するということなんですか、そこに従事をさせていただいて、その状況を迅速に展開するということでございます。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 済みません。どこが窓口になってやっているということでしたっけ、そういう分配する、仕事の分配、ありますね。千葉篤さんもやっています。和田電気さんも、豊島さんも、晃信さんも、東松島さんも、それからキムラさんとか、宮本さん、塩釜地区資源化協同組合、鈴木工務店、それから島民の方々の協力ということを含めて出ているわけですけども、どなたが窓口になってやりますか。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉参考人 お答えさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げさせていただきましたが、一次仮置き場、これは浦戸も含めてでございますが、千葉篤が一連の責任者という形の中で、業務に支障がないようにいろいろと関係の会社の方々、あるいは協力していただける方々とちょっとご相談をしながら従事してまいりました。以上でございます。（「ありがとうございました」の声あり）

○鎌田副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後 2時53分 休憩

午後 3時10分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、質疑を行う参考人の氏名、資料名称、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 午前から長時間にわたりまして質疑に対しましてご答弁いただきまして、本当にありがとうございます。もうそろそろ最後のほうの質問かと思います。私から1つだけお尋ね

をさせていただきます。

災害はいつやってくるかわからない。これまで震災復旧の仕事、市との協定書に基づいて行っていただきました。災害によって生じた被害を早急に取り除く、市民生活を回復する、そのため協定を結んだ業界の皆様、人員、あるいは資材を提供していただきまして、損害を早急に回復する、そのことに力を注いでいただきました。災害時は、緊急業務でございます。まさしく通常業務とは違う視点、あるいは百年、千年に一度の災害でございました。さまざまなことを私たちも目にしております。そんな中で、皆様が一生懸命この塩竈市のために働いていただいたことは、本当に心から感謝を申し上げることでございます。そして、まず第一の原点は、市民の生活を守る、市民を守るということで、私たちも、そして皆様も心は一つであろうというふうに思っております。ただ、今後のことですが、これまでの一連の流れでさまざまなことが、きょうもこの議会の中で問題点、課題点、改善すべき点、さまざまに出てきたかと思えます。今後のあるべき方向づけと申しますか、どうしたら、今後どういう形で市に協力いただけるのか、また市民生活を守るために迅速に対応していただけるにはどのような形がよろしいのか、もしお考えがあればお聞かせをいただきたいと思えます。まず大竹さん、お願いできますでしょうか。あと、津田さんに、もしお考えがあれば教えていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 元連絡協議会会員大竹さん。

○大竹参考人 じゃ、お答えいたします。

どういう形でなるかといえますれば、お互いに話し合いは当然のことしなきゃないと思えますけれども、この溝というのはかなり深いんです。ですから、これを取り除かない限りはお話し合いにはならないと思えます。以上でございます。

○志賀委員長 元連絡協議会副会長津田様。

○津田参考人 私、初めての答弁になりますので。声大きいのです。

ただいまのご質問の将来ということの前提でございますね。将来のこの塩竈で生活圏を持って建設業の看板を掲げての話だけ少しさせてもらいます。

将来のことと全体を考えれば、皆さんからいろんなご意見あるように、業界は一つになるべきだと思っております。やはり、きょうは副会長の立場でおりますが、連絡協議会は解散しておりますことと、幾つもいろんな会がある中で、塩釜建設協会がこの形を担えるものと私は思っております。名実ともにです。事業規模、財務内容、技術者の数、経歴、あと各企業の

社長の発想、意気込み、若手を鍛える・育てる指導力、総合的に考えた場合は、やっぱり1つにはなるべきだと思いますが、今の仕事ありますけれども、数年後には仕事はなくなります。そうしますと、残念ながらまだそこまで考える余裕は持てないと思います。考えるのは、2年後か3年後、もう少し落ち着いて、各企業が自分を見つめるようになれば、みんなどうしたらいいかとなるのが将来だと思います。そして、1つになるにしても、最低限の条件がございます。やはり市当局さんに応えるためには、自分のポジションを、能力、あと業種もでございます。誰も彼もできません。皆さん気持ちは同じなんです。電機業界、造園業界、設備業界、水道業界、建築、土木、種類いっぱいございます。でも、できる能力がございます。1つにしたいんですが、これはやっぱり難しいんです。できないんじゃないんですけれども、生き様が全然違うものですから、難しいんです。だから、その中でできますのは、最低限でも土木と建築を主たるなりわいとしている人たちが集まる機会を私は将来つくりたいと思っています。だから、今ここに来ている方全員に私は話できる機会と立場あると思っていますので、将来については、もう少し仕事が落ち着いた段階でみんなに声かける立場に、私がもうちょっと続けられるのであればしたいなと思っています。そして、生きられる要素、若手も育てて生きられる要素を持っている会社同士で今後、大雨、高潮、台風、低気圧等発生した場合には、あるリーダーをトップにしながら、組織の中で連絡取り合って当局さんのほうに打ち合わせできるようになれば、理想のことばかり言うようですが、やはりこれは現実今やっていますから、国の物件でもやっています。組織は立派にあります。県の組織もでございます。そこにちゃんとかかわっています。市の組織もでございます。だから、そういう形は理想のように申し上げますけれども、つくりたいものだなと思っているんですが、今はまだ業務委託終わりました、災害工事で皆さん手いっぱいなんです。多分、2年半は、少しこのようなごたごたといいますか、考えが形にはなれる環境にはならないと思います。だから、もうちょっと時間があれば、いろんな方と将来どうするのやという話ができるような環境だと思っている現況といいますか昨今だと思います。この答えでよろしければ、ここでさせてください。ありがとうございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。お答えいただきました。

先週の土曜日ですか、台風18号ということで、大変な大雨、全国的に最大限の被害が起きました。塩竈市、幸いに思ったよりはという状況だったようですが、それでも市内は冠水し、

あるいは道路の封鎖、さまざまなことがございました。私たち市民の一人といたしますと、本当にああいうときは何もできません、正直申し上げて。ぜひ皆さんお力になっていただければということ切なる願いといたしまして、お願い申し上げまして、質問を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○志賀委員長 ほかが発言ございませんか。1会派申し出あったわけですが、いいですか。ないですか。（「わかりました」の声あり）じゃ、どうぞ。菊地委員。

○菊地委員 私から質問させていただきます。

午後からお見えになった参考人の皆さん、本当にお忙しい中、お疲れさまです。会長さんからいろいろ前段お話しされまして、本当にそのとおりだと思っています。我々議会も、やっぱり市民のため、そして塩竈市のため、そういう思いで議会の中で心配していることがあります。それは、やはり立場が違えども、その心配する気持ちは共有するものかなと思っています。私は、なぜこの委員会ができたのかというと、やはり去年のいろんな議員さんの発言やらで「えっ」と。市内の業界の皆さんが新聞沙汰になったり警察沙汰になったりしたら、これまた塩竈の顔に泥を塗る問題になるのかなと。そして、ちゃんと当局のほうにもお金のほうのシュッコウはちゃんとされていますと。しかしながら、その仕事を受けた連絡協議会さんのほうの先がわからないというふうな最初のほうの答弁でありました。そうすると、「えっ」と。こんなこと言って失礼なんです、丸投げの問題があるんじゃないかと。そうしたら、やっぱり発注した側はちゃんと施工がされる、どこにされたかとそういうことまで検証しないといけないんでないかというそういう問題もありましたので、幾ら聞いても、それも正直なところ協議会のほうでの問題です、あと当初のほうは個人情報の問題ですとかというのがあってなかなか情報が入ってこなかった。あと、まあそういう意味合いがありました。そんなことをしているうちに河北新報社さんの記事が6回にわたって出たと。そうすると、「えっ」と。市民の皆さんは、本当にどうなっているのと。5月12日に議会報告会したときも、7名の市民の方から「議会、何やっているんですか」と、「ちゃんとあなたたち調べなさいよ」と、「報告しなさい」と、そういうふうな声があつて特別委員会なるものができてきて今に至っていると私は思っています。

それで、そんな中で、いろいろ新聞のほうにも載っているんですが、資料、5月1日に出された資料なんですが、その中で新聞記事なんです。それで、解散の件についてちょっとお伺いしたいんですが、なぜ、協議会をつくる時は災害防止協力会の会長和田さんと塩釜建設

協議会の会長津田さんが連盟で災害協力復旧連絡協議会をつくりまして和田会長さんになりましたと。そして、災害復興についていろいろ市との契約関係、協定書から何からでやっていたと、そういうふうな流れで私はずっとそのままいいのかなと思っていました。しかしながら、いざ新聞報道やら、中で、あと行政側から出してもらいました解散に当たってのが、なぜ災害連絡協議会の和田さん会長で解散しますというような文面にならなかったのか。その辺が、なぜご両名でなったのか。その辺、会長さんと津田副会長のほうに、塩釜建設協議会の会長さん津田さんですか、津田さんと、あと災害防止協力会の和田さんから、なぜ2名の連名で解散の文書を出されたのか、その辺が不可解なんです。というのは、災害復興協議会があればまた仕事があったやに思いますので、それがなぜやめるに当たったのか、その2点です。ちょっとわからないので。またあと、そういったことの解散する云々というのは、その中沢組さんとか、宮本産業さんとか、大竹さんとか、存じていたのか、それぞれ伺いしたいと思います。

○志賀委員長 元連絡協議会会長和田さん。

○和田参考人 お答えをいたします。

この件につきましては、前段のところでもご説明を申し上げました。いずれにしても、災害協定については、もともと塩竈市災害防止協力会と市長さんの間で取り結ばれたものでございます。建設協議会さんも同じだと思います。そういうことからして、もともとの協定が今そういうふうな名称のもとでおやりになったわけです。そのことについては、最終的に解散ということについての皆さん方のご説明も6月25日の全体最終の報告会の中でもさせていただき、また市のほうにもちょっと時間がずれましたけれども7月1日にその旨のお届けをさせていただいておりました。委員ご指摘のとおり、なぜ事前にそういうふうなことを皆さん方にお諮りしなかったのかというふうなご質疑もありましたが、いずれにせよ、新聞報道、いろんなこと、あるいは3月22日に会員の一部の方が別の組織を立ち上げたということで、ある意味私どもは協議の場を失ったのかなというふうなこともありました。あえて混乱は避ける意味でも、実質的に仕事が終了した段階でこれはベターな選択だなと思ってそういうふうなお答えの仕方をし、事態の推移としてはその方向で動かさせていただいたとこういうふうなことでございます。以上でございます。

○志賀委員長 元連絡協議会津田副会長。

○津田参考人 お答えいたします。

まず、会長がお話ししたとおりの経緯でございますけれども、一部説明なかった部分だけ申し上げます。スタート時は、日にちは正確に何日と覚えていませんが、瓦れきを全員が自主的にやっている中で、1週間か2週間目に二十数社、二十二、三名の方がみんなに声かけた上で集まった段階で、その段階では協力会という会の方と協議会という方のメンバーがほとんどでございましたが、そこで集まってみんなでどういうふうにしようか、統率しよう、連絡、きちっと組織づくりしないと命令系統がはっきりしないということが出て、その中で協力会の会長の和田さんのほうから協議会長の私のほうにどのようにしたら一番いいのかという話でございました。皆さん、いました。ここにいる方、ほとんどいらっしゃいました。それで私が答えましたのは、「このどうしたらいいかわからない状況下では、何の会かんの会と言っているさなかじゃないので、会はもっとあるかもしれないけれども、会は一つになってオール塩竈でということでやりましょう」と、「皆さんいいですか」と発言したら、皆さん「それでいいです」と。そこで私条件つけましたのは、ただし個人はだめですと。一人親方とか、個人はだめです。会社組織でないと、事故起きたとき補償できないものですから、小さくてもいいから会社組織である人を、そして塩竈在住の会社でみんなでやろうということで発言したら、それで皆さんが「いい」と言うついでに今後どうしたらいいかという話になって、将来事務局一人ではとても賄い切れないものですから、協議会から2名、協力会から1名を出して3名の事務局そろえれば、市当局さんとの打ち合わせも間違ったり、聞き逃したり、忘れたりしないで済むだろうということで、3人でどうだという話を皆さんに申し上げたところ、それも了解いただいて、そこがスタートでございました。そして、その時点では、何しろあのような環境でございましたので、皆さんから大分話、何できちんと準備よく段取りよくできなかつたのかという話ありますけれども、あの段階ではとてもそんなところまで頭回らなかつたのです。水もない、風呂にも入れない、油もない状況でしたので、それでとりあえず一つになって、個人ではだめ、会社組織でそういうふうにしましょうという大まかなことだけ決めたのが第1日目でした。あと、後日として、役員決めたのも後日でございました。日付は定かではありません。そういうことでやっていって、順調にいけるように形だけつくりまして、和田会長はご自身の会社、私は海上の瓦れきありますし、国交省のほうの啓開業務も同時に抱えていましたから、県のほうの瓦れき、国の瓦れき抱えていましたので、事務局3人に任せて、事後承諾で、いわゆる事後承諾だけは会長と私にくださいということで、問題ないように後日連絡いただいたというやり方でずっとやってきてしまったん

です。今思えば、確かに不満持たれる部分もあったと思いますけれども、1年二、三カ月はあの状況はやむを得なかったと思っています。夢中だったんです。労働時間十何時間がみんななどこの会社も同じでした。はい。このような状況で、書類も、組織づくりも、そしてそれを市さんにお届けする書類も、何も準備よくというのは、今になれば相当余裕が出てきますからできますけれども、あの時点では1年数カ月はできなかったんです。そのさなかに道具、人を抱えてやれるのだけでも、精いっぱいありがたかった状況なんです。それがうまくいったから、塩竈はこの近郊では一番早くきれいにできたんです。七ヶ浜なんかまだできません。松島も同じです。多賀城は、また別な形で大手さんに発注をなされたようなのでできたから、これはこれでよかったと思っていますけれども、塩竈市は地元の人でこれだけやれたから、私は誇りに思っています。そして、この形が順調にいけばもっとスムーズでよかったんでしょうけれども、いろんな意見が出たような状況になったのは残念だと思います。

そして、途中はしょって最後のほうなんですけど、何で途中でやめるようになったのという話は言われるときあるんですけど、そうではなく、スタートしたときはその年の12月ごろには終わるぐらいの感覚しか私たちなかったんです。何しろ経験ないもんだから、工程なんか組めないんです。大まかにみんなでやれば12月まで終わるだろうと。そして、12月近くなったら終わらないから、で3月まで終わると思ったら、これも終わらなかったんです。そして、さらに、今度こそ12月まで終わろうという想定のもとに9月か10月、役員会を開いて、もうここで終息させよう。もう県のほうは瓦れきとかそういうのが終わっているんだと。災害工事に移っているんで、我々も本業の建設業本業の土木工事の仕事をやらないと頭ぼけて最後だらだらになるからと、私の会社は意識的にそうしていました。そして、みんなにも私言いました。だから、役員会とか、周りの状況下で、全員いるところではないんですけども、早くこの仕事を終わりにして、土木工事、建築はもうないんだと。産業廃棄物の方とかそういう専門業者さんの仕事がもうメインになってきたのが12年の10月、12月ごろだったんです。だから、その状況をわからないと、役員が確かに皆さんに説明しなかったものから勝手に決めてしまったという結果にはなっていますけれども、役員ではたまに会ったり連絡取り合って、早くここは終息させて市さんをお願いして本業に戻るようにしなきゃだめだだめだという言い方をしていたのが私だったんです。ただ、それが表面に出てこないもんですから、何か途中で投げたような言われ方もされました。でも決してそうじゃなく、こういう経緯の上で結果としてこうなったということをご理解いただければと思います。

ありがとうございました。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。

じゃ、あと参考人の方に申しわけないんですが、私の聞き方悪くていろいろ細々と説明されて助かるんですが、持ち時間が私ちょっとしかないものですから、答弁は簡潔にさせていただくと助かるんで、あと今の件で中沢組さん、お願いします。

○志賀委員長 元連絡協議会会員中澤さん。

○中澤参考人 ちょっと声が悪いので勘弁してください。今、和田さんと東華さん、いろいろと話されていたんですけども、我々一般の会員は設立の総会も何もわかりません。我々わかったのは、4月9日、初めて、これは市役所の会議室でやったとき初めてです。それとその後、6月4日、会議所でいろいろもろもろ連絡体制とか協議会の設立とかの説明あっただけです。あとわかりません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。

いろいろな今津田さんのほうから、そして和田会長さんのほうから、中澤さんのほうから答えを出していただきまして、ありがとうございました。いろいろ私たちは本当にこの塩竈の災害、そしてちゃんと皆さんにしてもらっているんですが、なおさら心配したのは、いろんな新聞等もですし、いろんなこう風聞というのがありまして、その中で心配したのは、もし国の会計検査院の調査なんか塩竈市に入った場合、それこそ塩竈市の財政的なことを考えると、「えっ」と。ただごとじゃないことになる結果に見えましたので、そういうことがあったのかどうか確信を持ちたかったので、こういった特別委員会を設置してちゃんとした出されたものがスムーズに正確になっているのかなというそういう検証したかったのも事実でございます。

あと、そんな中で、これは先ほど千葉さんのほうから説明がありましたこの厚い資料、（その4）の7月12日に出された貴団体のほうの監査報告の405ページの、先ほどもちょっと質問された委員おられるんですが、この取り扱いというのは、まさにこういうことがあって、我々は市がちゃんと協議会さんのほうにお金を請求されたものを出しましたよと言うけれども、その請求する側がこういう問題があって、お金が例えば違っていたものを請求されて塩竈市が出したとすると、やはり大事な大事な血税なんです。国税なんです。回り回って市税、

市民税なんです。税金なんです。そういうものがなっていると大変重大な問題になるので、こういうことのないようにというふうな思いで言ったわけなんです、この405ページの先ほどの答弁、ちょっと何か最後のほうのお答えが聞き取れなかったものですから、もう一度この千葉さんにこの後始末というか結果、そしてどうなったのかというその辺を明解にお知らせ願えれば幸いに存じます。

○志賀委員長 連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 お答えさせていただきます。

あくまでも、この件につきましては、有価物の処理での件でございます。一般的な業務と言われるものについてのここでの監査人からの提起ではございません。まずはそのことをご了解いただきたいということがまず第1点。

それと、第2点、その有価物についてなんです、我々最終的に業務監査をしていただく中において、どうしても解散に向けてというのでしょうか、報告会を開催しなくちゃいけない。どうしても時間的な制約がございます。その時間的な制約の中において、一部我々がちょっと不適切ではないかなというご提言を申し上げているのですが、当事者は「いや、そういうことはない」ということでのその押し問答をやっておりました。ですから、その辺も時間的な猶予の中で一連の回答、結論ということをごここに明記せざるを得なかったということでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 不適切なという、それは連絡協議会さんのほうとして、千葉さんのほうとして、事務局として、金額的にはどれくらいの額だったんですか。これは監査委員から指摘された問題なのか、それとも事務局である千葉さんたちの監査委員に対しての、ここで言う鈴木様と岩金様に対しての報告なんでしょうか。それとも、この2名からされたものなのか、どちらと。あと金額と。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 お答えさせていただきます。

この有価物についてなんです、金額等については我々算定しておりません。ですから、その金額がどのくらいの金額かということは、我々のほうから申し上げられるような状況ではございません。ただ、先ほどちょっと申し上げているとおり、一部そういう業者がおられたという中での一連のやりとりがあったということについては、これは当局のほうには状況だ

けは報告しなくちゃいけないだろうという認識の中でおりました。

それと、この件についてなんです、監査人からの指摘じゃなくて、我々連絡協議会の執行部としてこういう問題が若干残っているんだということで監査人のほうにご相談しましたところ、一筆ここに1つの附帯ということで記載していたほうがいいんじゃないだろうかということでのことでここに記載をさせていただいているという状況でございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。まあ執行部のほうでこういう問題があったんでないかということ、その話し合われたとすれば、例えば10円20円の違いを出すわけではないと思うんです。そのくらい協議会さんの役員なり事務局でやるとしたら、ある程度金額くらい把握しての監査委員に対してのこういった処理の仕方を頼むかどうするかじゃないかなというのが普通世間一般の見方じゃないかなと思うのですが、そうはならないのか。

あと、当局に状況報告をしたということは、どこまで状況報告をなされたのか。ただ、問題がこういうのありましたよということだけなのか。金額は一切わからないですということのを、私は会社の社長さんとか務めている方としてはちょっと不思議に思うものですから、金額等がわからないでこういうものがありましたというふうにはならないんじゃないかなと思いますので、その辺、もう一度確認したいと思います。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 お答えさせていただきます。

我々、解体業務につきまして、1件、その中身については、ある程度のところは承知しています。ただし、我々が承知しているのは、あくまでも解体における、解体物件の平米数とかその程度でしか我々情報としていただいております。ですから、それが実際の通常一般的な積算の中でどれだけのボリュームがそこから発生したということは、我々存じ上げないと。ですから、おのずと金額等についても、この辺は我々存じ上げないということでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうからは、午前中の残り時間2分40秒の範囲で質問を1点だけさせていただきます。午前中の話を簡単に整理をすれば、昨年11月の産業建設常任協議会で元峰岸議長がこの有価物について横流しをしている人がいると。それはみんなだという発言があったわけですが、それについて産業部長がその後調査をしたという話でありました。その折に連絡

協議会の事務局の千葉さんのほうに相談されたという話があったわけですが、こういった内容で産業部長行かれたのか、そういった事実があったのかないのかを端的にちょっとお答え願いたいと思います。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 お答えいたします。

確かに前産業部長の荒川部長のほうからはお話を頂戴しております。それで、その事実関係と申しますか、その状況はどうだったのかと、どういうことなんだということでの一連のご質問がございました。それに対して状況をご説明をさせていただいたということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。そうすると、今菊地委員が質問されたこの監査報告、405ページになりますけれども、（その4）の、その附帯事項のこの件と一致する内容のことなんですか。それとも全く事例が違うことなんでしょうか。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 お答えさせていただきます。

全く違う事例でございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。

またちょっと話を今度当局のほうに移しますと、きょう前半で午前中ちょっと私質問させていただきましたが、市役所のシステムとして、いわゆる部長やら課長が本来だったら、私もサラリーマンやっていましたが、ハウレンソウで報告義務がある、相談義務がある、そういったことがあるわけですが、それなしに動いていたという事実が先ほどの部長さんの報告でありましたが、全体の市の当局の動きとして、そういうことなのか、それともやはり動く前に相談があったのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 お答え申し上げます。

午前中の元部長のお答えでございますが、補足させていただきたいと思います。まず、24年の11月たしか21だったと思いますが、産業建設常任協議会、20日ですか、失礼しました。20日に今鎌田委員がおっしゃっているやりとりがあったということで報告をいただいております。

す。その際、当時産業常任委員長でありました香取委員長のほうから、当局として今の発言の重さ、それが重いですよと、しっかりと調査した上で次の委員会あるいは協議会で報告を下さいということではなかったかと、私に報告がありました。我々は、早速そういった事例があるのかどうか、有価物の発生する案件、例えばRCを解体する、あるいは工場を解体する、そういう案件を全てチェックしました。そして、発生数量とあちらの越の浦のほうに有価物を運んだ記録、それを全てチェックしました。その中で、それぞれのあれで乖離のある部分については、その企業のほうにどうなされましたということで全て確認しました。そのうち1件だけが自社処理しているということでわかりましたので、これを協議会、事務局やっている千葉鳶さんのほうに、これは間違いないですか、大丈夫なんですかということで確認しにいったところ、やはり自社処理されておりますということで、それで私と当時の産業部長2人でその企業の社長さんにお会いいたしまして、ちょっと事実経過を踏まえてどういうあれでしょうかと。社長のほうでは、いや、市のほうの指導に従って自社処分をしておりますと。ただ、記録は、こういう記録で計何トンですということで報告をいただきました。それでは、その分を協議会で一括処理しておりますので、その分の代金等につきましては、まだ金額決まっていなかったもので、こちらで、それで後日そのトン数、そして金額につきましては協議会のほうに振り込むようお願いをいたしますということで話をさせていただきました。そういう旨を当時の常任委員長香取産業建設常任委員長のほうに報告させていただいて、そして委員会でやるか協議会でやるかというその部分の報告、この辺についてご指導をいただいて、たしか25年1月31日の建設常任委員会で報告という形でとらせていただいております。その際、協議会でございますので、担当部長の出席のもとで建設常任協議会のほうには本件についてご報告をさせていただいたというような状況であります。以上であります。（「委員長、誰もいなければ2回目の質疑に移らせていただきたいと思います」の声あり）

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。そうすると、相談を受けていたと。その前に当の本人から私は聞くべきだと思うんですが、そういうことはなさらなかったんでしょうか。当然私は、そういった発言をしたんですから、その発言をされた前峰岸議長に直接お尋ねして、お名前を聞いて、それで行ったのかなと、それが自然な形だと思うわけですが、それがじゃあ有価物の話だからいわゆる千葉鳶さんのほうに、協議会に相談すればわかるんだろうとい

うことで走ったわけですか。そのちょっと何かえらいなんですかね、幼稚、表現悪いですけども、ちょっと塩竈市としての対応としてはちょっとなということがあるわけですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 舌足らずなところがあったら勘弁してください。

先ほど申しましたように、協議会の発言もとで、我々としてはその事実関係を発言された委員さんのほうに言って確認するではなくて、我々として何件発注している案件がございますので、それをつぶさに調査させていただきました。その中で、先ほど申し上げましたとおり、乖離のある部分については確認をさせていただきましたし、自社処分されていたところにつきましては、その部分に行ってお話をさせていただきました。したがって、我々の調査といたしましては、委員さんがおっしゃっていた横流しをしているとかそういった部分の事実というのは、我々としては確認をしない、できなかったと、あるいはなかったという部分で我々は確認させていただいております。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうですかね、皆さん。常識的に私が外れているんですかね。やはりそういう発言がされたら、本人に直接確かめるのが一番早いし、まあ誰が考えてもそうじゃないかというふうには私は思うわけです。テレビを見てられる方、傍聴してこられる方もそうだと思うんですが、なぜ直接尋ねないで、なぜそちらの調査に回らないかということかという、そんな非効率的じゃありませんか。何か普通の考え方としてはかなりずれていますよ。そういう考えは全然なかったんですかね。そこをちょっとお聞きしたいと思います。短時間でお願いします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 委員、我々としては市の責任で調査をいたしました。そして、結果としてその委員の発言している部分が確認できませんでしたので、それで我々としては、しっかりと協議会のほうでこの有価物については管理されているということで調査結果を踏まえておるところであります。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、本人の意見を聞く前に周りをちゃんと調べようということですね。それも大切なことではあると思うんですが、そうするとこの塩竈市の市議会の協議会、産業建

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 お答えいたします。

今委員の、ちょっと私の解釈の違いかどうかあれなんです、議会側から要請されたというご質問でしょうか。（「議長団からです。議長、副議長から、当時の」の声あり）済みません、その時点での要請というのは、直接的な要請は受けていないということでご理解をいただけたほうがいいのかな。ただ、私個人だけじゃなくて、誰かが、会員の皆さんの誰かが聞いているかもしれませんので、その件については、ちょっとあくまでも私は聞いていないという立場の中でお答えをさせていただきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この議会報告会での発言は後で撤回をしているので勘違いなのかなと思ったりもしますけれども、でも、この昨年11月の協議会での元峰岸議長の発言は、明らかに宮本さんも否定されている。初めて面会した。内容的には全部うそということになりますよね。それを申し上げて私は質問を終わらせていただきます。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。2回目でいいですよ。伊勢委員。

○伊勢委員 時間は何分ぐらいですか。10分ぐらいですか。じゃ、簡潔にお聞きいたします。

定例会が先ほど前段午後、午前中間いた中で9回ということでした。9回開いた。先ほど津田さんのお話の中で、事務局3役かな、そこら辺でいろいろな物事を決めた。ところが、一方で中澤さんのご発言の中では、協議会等について一般会員がどういうふうになったのか知らない。設立についても知らない、わからない。こういうふうには、言ってみれば協議会そのものの運営の仕方が食い違うわけです。食い違ってという感じで受けとめています、私自身は。そうしますと、この9回の定例会というのは、全員が集まって、私前段聞いて時間切れになっちゃったから、会員さんは、来る、来ない、来られないは別にしまして、全員お集まりになった中での定例会だったのかお尋ねをしたいと思います。

○志賀委員長 元連絡協議会副会長津田さん。

○津田参考人 お答え申し上げます。

先ほどお答えした中に、日にちは定かではありませんと申したとおり、第1回目の日にちは覚えておりません。しかし、開きましたのは、事務局のほうに議事録ございますので、そこで話した内容の大方は記録されていると思いますので、事務局のほうから説明させます。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 お答えさせていただきます。

あくまでも、これは記録簿ですから、記録簿に基づいた形での発言をさせていただきたいと思えます。まずは第1回目、日時が23年4月9日12時、市役所庁舎内3階会議室をお借りしまして、協議の内容といたしまして、災害復旧連絡協議会発足について、続きまして災害復旧成果と今後の災害復旧予定、続きまして災害復旧に伴う費用の算定、当会経費について、第4点としまして、災害復旧作業に伴う塩竈市発注工事の停止期間の取り扱いについてという協議内容で、以上4つの協議項目でもって協議を第1回目をとり行っております。

続きまして、第2回目、これが23年4月26日、商工会議所1階の会議室、これも協議内容として3点ございます。時間の関係もあるのではしよらせていただきますが、続きまして、第3回、これは平成23年6月4日10時、塩釜商工会議所1階の会議室、これも2点、2つの協議内容になっています。このときには記録によりますと22社が参加しております。

続きまして、第4回、これも22社参加。平成23年6月7日、16時より塩釜商工会議所1階会議室、これは第1点での協議内容でございます。

続きまして、第5回、平成23年6月20日11時より、これも商工会議所1階会議室において5つの協議内容で協議をさせていただいております。

続きまして、第6回、平成23年10月13日、14時から塩竈市環境課の2階の厚生室をお借りいたしまして、これも協議内容が3点でございます。これは主に家屋解体業務の進捗状況をつぶさに報告しながら、今後の解体の予定と取り組み、どのように完了に向けて皆さんでやっていくかということでの主だった協議内容でございます。

続きまして、第7回、これが平成24年8月29日11時、塩釜商工会議所1階会議室において4点の協議内容につきまして協議をさせていただいております。

続きまして、第8回、平成24年9月20日11時、商工会議所1階会議室におきまして、これも2点の協議内容で協議をしております。それと、第9回ということで、先ほどからいろいろお話出ているかと思いますが、25年の6月25日、10時ということで塩釜商工会議所1階会議室において報告会という形の一連の定例会の内容でございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 時間もありませんので、大体大まかな日程なり、時間なり、聞きました。そこで、私たち初めてこの9回の定例会についてのおおよそをこの場でお聞きしましたので、改めてこの点ではこれまでの定例会の議事録かな、記録簿かな、そういうことについて資料請求を

行いたいと思いますが、委員長のほうでの取り扱いをよろしく願いをいたします。

次に、島民給与についてちょっと確認をさせていただきます。

島民給与について、私も、実は前段の調査特別委員会でこういう業務報告書というのが塩竈市から上がっております。それで、もう一つは、それ以外のところで、最近開かれた調査特別委員会の（その4）の資料のところに、後ろのほう、ページ数でいいますと議事録の前、403ページから404ページのところに島民給与が付されております。そこで、時間もさほどありませんのでお聞きしますが、島民給与合計しますと8,318万2,877円になるのです。それで、これ事実関係でのお尋ねですが、しかし、一方で先ほど報告書を見ますと、毎日出ていることになるんです、島民の方々が。そうしますと、ある島民の方から話の中で雨の日は出ませんでしたと。私もちょっと塩釜アメダスという記録を引き出しまして、そうしますと雨降った日も結構多いんです、細かなことは省きまして。そうすると、島民給与との関係で、本来ならばこの先ほどのこの報告書で全部計算すると1億272万5,100円。一方で1万2,000円だと言われております。一方で、先ほど言ったように島民給与の関係で8,318万2,877円と。その辺の食い違い、払った額、それから報告書がそうなっている、その食い違い。また、雨降った日にはお休みしたと言っていますので、その辺の食い違い、なぜなのかお尋ねしたいと思います。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 お答えいたします。

その数字の違いにつきましては、実質仮置き場の業務に当たっている方が島民の方だけじゃないということでもまずご理解をしていただきたいと思います。当然のことながら、島民の方もお手伝いいただく、あるいはこちらからの一連の業務に当たっていただいています東華建設さん並びに東北重機工事さんの一般の作業員の方もおられると。それを恐らくというか、我々は分け隔てなくてそれを報告させていただいているというのが現状でございます。また、雨が降った日でも、我々は当然のことながら、雨が降ったからといって作業をやめるということじゃありませんから、基本的には向こうに行ける範囲で全部行って、一日でも早くという思いの中で、その島に行っておられる業者の方にはそういう思いの中で応えていただいている、その結果だと思います。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 島民給与について、もちろんこちらのほうの専門の方といたしますか業者さんの方が

行っているんな仮置き場の管理だとかあれこれやるのは、それは当然だと思います。ただ、島民給与そのものの、私が聞いているのは、最近開かれた報告会の額とそれから業務報告上の計算をすると、先ほど私が言ったように1,000万何がしの違いが出てくるのはなぜなんですかというお尋ねだったんです。その食い違いをお聞きをしたいと。働いていることは何も悪いことではないので、一刻も早くというのは、それはそれ。だけれども、食い違いが明らかに出ているわけですよね。そこの食い違いをどう受けとめたんですかという。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 初めて私この資料を目にするものですから、その辺の詳細のことについて、どこでどういう金額が違うのかということは、今この時点でまだ実際のところ見てもいないという、ちょっと正直言ってごめんなさい。そういう状況でございます。その辺で、ご質疑で、ご説明というのであれば、後日改めまして文書でもって回答をさせていただきたいと思えます。以上です。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。小野絹子委員。

○小野（絹）委員 先ほども質問させていただきましたが、確認も含めて、少し時間があるようですのでご質問させていただきます。

先ほど、塩釜災害復旧連絡協議会が窓口のかかわりですが、先ほど4つの仮置き場については、千葉篤さんが中心になってやっていたと。それから、危険建物解体業務においては、鈴木工務店さんが中心になってやっていたということですね。要するに、仮置き場の関係は、4カ所で22億4,000万円、この仕事をなさっていたと。それはいろいろ割り振りしたということを含めてですけれども、あとは鈴木工務店さんが危険建物の解体関係は1,233件の物件ですが、金額としては30億8,870万円というような状況ですね。その中でいろいろ私たちも見て、非常に建物についても、それから建物のほうを最初に言いますと、危険解体の建物の関係でいえば、やっぱりこの資料を見ますと、千葉篤さんが125件で6億5,600万円のお仕事をなさったと。鈴木工務店さんが154件で4億3,100万円の仕事をなさったと。浦戸関係で、東華建設さんを含めて、東北重機さんとともにだと思いますが、災害復旧連絡協議会の名前で102件の3億3,700万円の仕事をなさっていると。大体大方こういうふうなところで仕事になされて、ほかの分が少ないのではないかと、先ほどどういう形でそういうふうになるんですかという質問があったときに、もう早くやらなくちゃないと、だからやれるところをやってもらうんだというようなことがあったわけですが、一理それはあるかもしれませんが、

しかしこういうふうな実態で見るといかなものかと、実際いろいろ問題が醸し出されるのもわかるなという感じもするわけですけれども、これについてどういうふうにお考えになっているか、ちょっとその感想を含めてお聞きできればと思います。

それから、仮置き場の分についても、最初、千葉篤さんのほうから4カ所に配置する関係についてはお聞きしました。で、それでこの4カ所のところを、22億4,000万の金額になるわけですけれども、そこをいろいろ割り振りしたということですが、そういうふうなやり方について、結果論になるかもしれませんが、これを受けてどういうふうにお考えになっているか、事務局として、お答え願えればと思います。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 お答えいたします。

先ほど来申し上げさせていただいているとおり、まずは何が一番重要なのか、何をしなくちゃいけないのか、割り振ることが最優先なのか、その辺の論点でぜひご理解をいただきたいのです。いち早く、先ほど来申し上げますとおり、被災された方々の状況をいち早く問題解決をするために我々が何ができるか、じゃできる会社はどこなんだという中での一つの物の考え方でございます。その結果、ぜひ実績を評価していただきたい。何か問題ありましたでしょうか。確かに、その割り振りと一部不公平感はあったかもしれません。ただ、その不公平感につきましては、当時解体業務についてもそうですが、ある会社は1班しか解体の着手できない、ある会社はピーク時では15班の体制でもってやれる。当然のことながら、期間は23年度ということでの一連の業務でございます。それを市内の各業者がどれだけの配分でもってこの状況を解決していくかという、誰が幾らやるとかやらないとかいうのじゃなくて、やれる方にやっていただいて、一刻も早くと、ただただそういう思いでございます。当然のことながら、その1年という、23年度にやれなければ、当然のことながら国の助成とか助成金という形になるのかどうかはわかりませんが、その辺の該当から外れていくとなれば、逆に市民に対する不利益になるんじゃないだろうか、いろんな、確かに後出しじゃんけんじゃありませんけれども、あのときこうだった、こうできたという話があります、正直なところ。我々も、真摯に耳を傾けなくちゃいけない部分もあろうかと思えます。しかし、先ほど来、くどいようですが、被災された市民の方々に我々が何ができるかという一つの思いだけでこのような結果になっております。以上です。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。まあもともとそういう意味では、その前に確かに早くやっていたというのがあります。しかも、午前中もお話ししましたが、24年度の事業としても、市のほうも頑張って8月末まで申し込みを受け付けてくれて、そして皆様のご協力をいただいて解体ができました。それは、そういう点は事実です。問題は、やはり結果論になるかもしれませんが、こういう業務の配分といいますか、結果的にはやれるところで体制が随分違うというのも事実です。これは建設業界の中でも、市内の中でもいろいろ違うんだなというのは本当にあるようですけれども、いずれにしても、そういう意味では、今問題になっているのは、なぜそういう点で、できるところから早くやるというのわかりますよ、だけれども、そのときにやっぱり配分の仕方について公平性を欠くという点では、やっぱり一つの問題を残してしまっているのかなというふうに残念ながらそういう感じがしております。いろいろやっていたのは、結果的には早くやれたというのがあります。それはそれとして感謝しますけれども、しかし、その後のやっぱり割り振りの関係といいますか、実際の実績の関係を見て、実績は評価しますが、そういう点では仕事がやれなかった、少なかったところについては、じゃどういふふうに見るのかというのが残されているなというような気がしますので、一言最後のところで質問させていただきました。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。高橋委員。

○高橋委員 先ほど伊勢委員が質問したのを詳しく言うつもりはないんですけれども、資料本当にきょうもらったばかりだという話もございましたが、千葉参考人にお伺いしますが、この一次仮置き場実績報告表別冊6というのは行っておりますでしょうか。大きなやつです。ございますか。例えばこれの54ページをお開きください。これで浦戸諸島災害廃棄物仮置き場管理業務委託7月分と。これから1年分、8月、9月、10月と浦戸についてある中で、下から十二、三段目で普通作業員の日ちごとの日数が毎日載っているわけです。これが土日、あるいは日曜を除き毎日12人になっていると。作業内容は何かというと、被災廃棄物人力分別作業であると。これについて先ほど伊勢委員が、島民の方は雨の日はやらないので出ないから当然お給料はもらっていないんだというお話をしていると。わざわざ何かアメダスか何かまで調べて大雨の日数から何ミリの日数まで全部実は伊勢委員はデータを出しているようですけれども、それにもかかわらず、毎月毎月1人くらいは違う日があるのですが、ほとんど同じ人数が大雨の日だろうが何だろうが平日は作業していることになっていると。これについて、経費を、横の試算とあと報告された縦の給与の試算とで食い違いがあるというのを

伊勢委員先ほど言ったようですけれども、この人数が変わらないというのは本当に間違いなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 お答えいたします。

間違いございません。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 大雨や台風の日でも、人力による分別作業というのは、この人数、毎日天気の日と同じ人数でやられたということでしょうか。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 当然のことながら、業務をするに当たりまして、ある程度の人数のその辺の規模でもって各社にお願いしております。あるいは、この7月の時点でまだ島民の方にお手伝いはいただいております。翌8月、9月、あるいは10月というあたりで登場してくるものですが、いずれにしても、そういうことでの一連の中での作業だということでの報告をさせていただきます。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 時間もありませんので、そういうお話としては承っておきますけれども、ちょっと理解、得心できかねるお話だなということだけ申し上げておきたいと思います。以上で終わります。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 済みません。また質問させていただきます。

午前中も新聞のことでちょっと聞いたのですが、ほかの方が聞いていたのですが、和田さんと津田さんと千葉さんが午後からの出席なので、6回にわたって河北新報社さんから報道されまして、一連の皆さんがおやりになっておられた塩釜市災害復旧連絡協議会の名前がいっぱい載ってましたので、この記事等にどういった感想を持たれているか、和田会長さん、津田様、そして千葉さん、それぞれ感想をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 元連絡協議会会長和田さん。

○和田参考人 お答えいたします。

あまりいい感じでは承知しておりません。以上です。

○志賀委員長 元連絡協議会副会長津田さん。

○津田参考人 お答えいたします。

気持ちはよくありません。願わくば、塩竈という名前を傷つけてしまってまことに残念だと思っています。そして、さらにその上、こういうふうな新聞に載せるのは、疑義があつたり疑問があるのであれば、それも疑問を感じてのことだから、それは理解できます。このような形は、人間としても、男としても、業者としても、私はすべきじゃないと思っています。会議のときは、私全部網羅していませんので全部私は説明できませんけれども、聞いてくださいというような発言、議事録にも残っています。定例会のときに言ったこともあるんですが、まさか新聞に載るとは思っていません。最後にどうなるか、塩竈という名前傷ついたものは、みんな傷ついて、勝者のいない、塩竈というのは何をやっているところなんだと思われるのが情けない、つらい、むなしいなどは、気持ちとしては思っています。だから、こういう会議の場でいろんな質問で聞かれて、意見、今まで話したことない部分もいっぱい出ますので、そういう中から数字とか名前出た中で、理解が何ぼでも深まってもらえるのであればいいなと私は思っております。以上でございます。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 非常に残念だという、あるいはくやしいという思いでいっぱいでございます。ここで申し上げる話ではないかと思いますが、日本全国でリース会社との間で協定書を結んでいるのは、唯一塩竈だけです。そのように、この地域塩竈を大事に思い、愛しながら、郷土愛というのでしょうか、何とかという思いの中で一連の作業をしてまいりました。それが我々の手法に一部の、一部というのでしょうか、至らないところもあったかと思えます。ただ、それが負の物だけ、あるいは事実関係と違う表現もされながらマスコミに取り上げられたというのは非常に残念な思いでいっぱいです。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 済みませんでした。この件に関して、気持ち、今本当に塩竈の名前出てとかといって大変だったと。それで、大竹さん、中澤さん、宮本さんにも、この記事に関しまして、一言その思い、協議会の会員としていたわけですから、その思い、そしてあとまた今おられる6名の参考人の皆さんに新聞社からこの記事に当たって取材されたのかどうか、その辺お聞かせ願えれば幸いに存じます。お願いいたします。6人の方、参考人の方。

○志賀委員長 とりあえずどういう思いをしたのかということをお大竹さんからと宮本さんと中澤さんと。（「そして取材されたかどうか、あったかないかだけお願いします」の声あり）元

連絡協議会会員大竹さん。

○大竹参考人 お答えします。

非常に私も残念だとは思っております。塩竈に傷をつけたというような感じでは思っております。以上でございます。（「取材はされた」の声あり）取材は受けておりません。

○志賀委員長 元連絡協議会会員中澤さん。

○中澤参考人 我々も内紛という疑義はちょっと、疑問は持っています。我々は内紛でなくて協議会の決算を早くやってけろと質問したので、こういう問題とは違います。（「あと、取材のほうは」の声あり）取材は、二、三回受けています。河北が2回と仙台放送1回かな。

○志賀委員長 続きまして、元連絡協議会会員宮本さん。

○宮本参考人 お答えします。

はっきり言って逆に塩竈がこういう事態で新聞等、報道等に掲載ないし放送されたということは、その前にうちら有志のほうは、旧協議会のメンバーのほうに何回も催促しています。文書でも出しています。結果、何の答えもありません。そういうことを先置いて、私もアイ・ラブ塩竈です。かれこれ年数はたちますけれども、当時の塩竈市長に私ははっきり物言いました、ある件で。うちの会社、仙台に移しますとそこまで言いました。なぜか。私は、塩竈で生まれて、在日韓国人ですけれども、これだけ塩竈が好きとその当時の市長にはっきり言いました。市長は本社は塩竈に置いてくださいと。それ以来、塩竈のために尽くしました。納税しました。今回の震災も、事を大きくするためではありません。私どもは、筋を立てて旧協議会の執行部に何回も催促しました。それがこの答えです。新聞記者は、弊社のほうは1回だけ受けています。以上です。

○志賀委員長 続きまして、元連絡協議会会長和田さん。取材を受けたか受けなかただけで結構でございます。

○和田参考人 それではお答えをいたします。

一度だけまいりました。朝早くです。休みの日でした。結果についてどう思うかという話でお受けいたしました。結論的には、いずれそういうことについては決着をしなければならないという話だけをして終えていました。ですから、例えば新聞のことですと、一方から言われていることに対して別の角度から検証するというふうな記事の書き方が私は一番妥当だと思っております。かつて友人に新聞記者の者もおりましたから、そういうことで、いや、一方的なことだけで新聞というのは決して捉えないんですよというふうなことでしたが、結論

的にはそういうことで終えてしまったということはまことに残念だなどこう思っております。

それから、町の中でいろいろこの資料も出回って、グラフにいろんなもの書かれて、その中身のことをちょっとお話ししますと、私自身が14億の仕事をしているというふうなデータが出ておりました。これについては、いろんなところに資料が配られて、そしてある会合ではもっともらしく私の名前も出て言われているということについて、非常に残念な気持ちでございました。果たしてこういうことが本当に相手を、例えば正義であろうと何であろうと、はっきりしないことについてまで、これほどのものまで書くのかというふうな非常にざんきの念がありまして、ですけれども、私どもは、ある意味で正式に取材も受けていることありませんから、そういうことについて反論もできないもどかしさの中で非常に半年近いところを過ごしておりました。この精神的なダメージというのは、私は当時の会長でしたからそれは受けるにしても、家族が受けたダメージというのは相当に厳しいものでございました。ですから、いずれにしても、いろんなことをおっしゃるについても、やっぱりもう少し精度の高いものの中でお話をされる、あるいは見方をされるというのが私として非常に今後とも願うところであります。以上です。

○志賀委員長 元連絡協議会副会長津田さん、お願いします。

○津田参考人 答えします。

取材はありませんでした。

○志賀委員長 元連絡協議会事務局千葉さん。

○千葉参考人 答えいたします。

電話による取材が2度でございます。あと、実際当事務所において取材をしたいという申し入れがありまして、実質取材に応じたのが1回でございます。なお、あともう一点、一つの有志の会というのでしょうか、副会長の事務所のところにおいて一連の情報なんのでしょうか、意見交換の会がございました。その帰り際に待ち伏せされたような形において仙台放送さんのほうにインタビュー、あるいは河北新報さんのほうからその時点でインタビューを受けたということでございます。以上です。

○志賀委員長 ほかに発言はございませんか。

なければ質疑を終了いたします。

先ほど伊勢委員のほうから連絡協議会さんに対して記録簿の資料提出の依頼がありました。この件に関しまして、副市長、どういう取り計らいになりますか。副市長。

○内形副市長 資料提出ということで、要求ということで捉えてよろしいでしょうか。（「そうです」の声あり）それでは、旧協議会事務局と連絡を取り合いながら早速資料を調整した上で次回の委員会までに当特別委員会のほうに提出させていただきたいと思います。以上であります。

○志賀委員長 副市長。

○内形副市長 今私の希望を申し上げました。いずれ旧協議会の事務局の都合等もございますので、この辺も確認した上で次回の特別委員会のほうに調整次第提出させていただきたいと思います。以上であります。

○志賀委員長 協議会の皆様、よろしく願いいたします。

○伊勢委員 島民給与の関係で、支払いの例えば島民の方々への領収書的なもの、明細的なもの、明らかにできるもの、そういうことについて、もし取り扱っていただけるならばありがたいと思います。

○志賀委員長 今島民給与の領収書ということで話がありまして、はい、どうぞ、副市長。

○内形副市長 ただいま伊勢委員のほうから要求のございました領収書等々の帳票につきましては、それらにつきましても、旧事務局のほうと確認をした次第、出せる物については提出させていただきたいと思います。以上であります。

○志賀委員長 これでよろしくお取り計らいください。

ほかに発言ございませんですね。

なければ質疑を終了いたします。

参考人の皆様に対し、特別委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中を本委員会にご出席いただき、貴重なご意見を賜り、心から感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 4時34分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利